JWSIA

日本洋酒輸入協会

創立50年のあゆみ

平成２１年１１月

日 本 洋 酒 輸 入 協 会

THE JAPAN WINES AND SPIRITS IMPORTERS ASSOCIATION

目　　次

理事長挨拶

第一部　昭和２０年代からの一般経済動向…………………………　１頁

第二部　日本洋酒輸入協会の活動状況……………………………　１７頁

第三部　年　表（５０年）……………………………………　３７頁

資　料……………………………………………………　５５頁

役　員……………………………………………………　６０頁

委員会……………………………………………………　６１頁

会員名簿…………………………………………………　６２頁

日本洋酒輸入協会創立５０周年を迎えて

日本洋酒輸入協会は昭和３４年（１９５９年）４月３日に創立され、本年をもって５０周年を迎えることとなりました。

半世紀にわたり当協会が活動を続けることが出来ましたことは、ひとえに会員各位並びに各方面の関係者の皆様のご支援、ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

日本洋酒輸入協会は昭和３４年に外貨割当保有者３９社の賛同のもとに９社が発起人となり、協会が設立される運びとなりました。設立時にはさらに輸入酒類の日本代理店１０社が賛助会員として加わり正式に創立総会を開催し、発足いたしました。

爾来、任意団体ではありますが、我国の輸入洋酒業界を代表する唯一の団体として国内外において認識されており、当協会の活動は高く評価されているものと自負しております。

この５０年間の歩みを振り返ってみますと、発足当時は、外貨割当（IQ 制度）から始まり、外貨枠の拡大要求、輸入酒類の不正輸入の管理、輸入酒類の自由化要請等の活動が中心でしたが、昭和４６年のウイスキーの全面自由化を一つの節目として協会の活動も変化してきました。

税制改正要望、表示問題等公正競争規約の整備、さらに添加物に関する問題、飲酒行動の適正化等市場並びに社会環境への取組と対応が中心となり、今日に至っております。

しかし、当協会を取り巻く今日の環境は、今後の協会の活動が従来の延長線上のみではなく、新しい視点に則った活動も必要であることを示しております。

即ち、

・国内外における急速な酒類業界の再編成を念頭においた協会と会員の在り方
・長期にわたる飲酒人口の減少が予測される中、輸入洋酒の需要喚起のために協会の果すべき役割
・適正飲酒行動推進へのさらなる取組み

等が課題となりましょう。

無論、税制改正問題への対処は従来以上に積極的に取組む必要があります。

以上、これからの協会の進むべき方向を会員の皆様と共有し、会員各社のご理解とご協力を得ながら、業界他団体、友好団体とも連携し、輸入酒類市場の拡大と当協会の一段の発展を目指して次の５０周年へと活動を続けてまいります。

会員各社の益々のご発展を祈念し、創立５０周年記念誌発刊のご挨拶といたします。

平成２１年１１月

日本洋酒輸入協会
理事長　米井元一

第一部　　昭和２０年代からの一般経済動向

昭和２０年～３０年

第２次大戦後の日本経済は、国土の荒廃、企業の倒産、更には深刻なインフレーションに見舞われ、混乱を極めた。政府は、昭和２１年２月１日「経済危機緊急対策」を発表し、金融緊急措置令、日本銀行券預入令を公布して新円を発行するほか、種々の政策を実施したが、依然としてインフレーションの進行は止まらず国民の生活は厳しい状況にあった。

我が国経済の建直しのため、昭和２３年末に総司令部から「経済安定９原則」が指令され、翌昭和２４年２月にドッジ公使が来日し、インフレーションの収束と自由経済への復帰が進められた結果、昭和２０年代後半には、インフレーションは急速に沈静化し、経済活動も折からの朝鮮動乱による特需景気も加わって活況を呈した。昭和２６年９月に対日講和条約が調印され、翌昭和２７年４月条約が発効し７年間の連合国による占領が終了した。

昭和３０年～４１年

戦後１０年、日本の経済復興はめざましく、神武景気と呼ばれる好景気が始まったのも３０年である。庶民の暮らしは少しずつ、しかし、確実に向上した。

昭和３０年代～４０年代は、神武景気からいざなぎ景気までの息の長い経済成長が続いた時期で「高度成長期」と位置付けられている。

１９５６（昭和３１）年の経済白書は「もはや戦後ではない」と宣言し、やがて電気冷蔵庫、洗濯機、テレビが三種の神器としてもてはやされることとなった。

昭和３３年夏以降、景気は急速に立ち直り、企業の近代化投資の再燃、個人消費の堅調などを支えとして、３６年末までの４２ヶ月間に及ぶ「岩戸景気」が実現した。

３５年７月に誕生した池田内閣の所得倍増計画が進行し、３９年、東京オリンピックが開催された年、我が国はIMF８条国に移行するとともに、OECD加盟を実現し、先進国のメンバーに加わった。

同年１１月、佐藤内閣が登場したが、東京オリンピックが終わるとともに景気は後退を始め、４０年不況に陥った。　３０年代、貿易の自由化は最重要経済政策の一つとされた。我が国が GATT に加入した３０年８月、わずか１６％にすぎなかった輸入自由化率も３４年１１月より３５年１月までの三次にわたる輸入制限の緩和措置によって４０％に達し、同年６月には「貿易・為替自由化計画大綱」を決定し、３８年８月には９２％、４２年４月には９７％まで達し、国際社会における我が国の地位を高めた。

税制を見てみると、酒類の計量単位が尺貫法からメートル法に切り替えられたことに伴い、昭和３４年には酒税の税率が１石当たりから１kℓ当たりに改正された。昭和３６年度以後も毎年直接税を中心に減税が行われたが、昭和３７年度に

は、酒税、物品税、入場税など間接税について初めて大幅な減税が行われた。３７年には、酒税負担の公平を図るため、清酒特級、ウイスキー類特級などの高価格酒に従価税制度が導入された。さらに、酒税の納付方法は、原則として申告納税制度に改められた。その後、ウイスキー及びブランデーの１級、2 級も従価税の対象とされ、級別制度と従価税制度が廃止される平成元年までの間、従量税と従価税の併用時代が続くこととなった。

酒販免許の取扱いは、従来業態別に定められていたが、昭和３４年１２月に各免許取扱通達を統合して新たな「酒類販売業免許等取扱」が制定された。酒類小売業免許の基準を既存の酒販店の何％という基準場数から同一小売販売地域内の酒類消費数量及び世帯数に改められた。

酒類の価格は、昭和１４年以降「物品販売取締規則」及び「物価統制令」による公定価格が定められていたが、戦後の復興に伴い酒類以外の商品の公定価格は昭和３０年ころまでにはほとんど廃止されていた。こうした状況の中で、昭和３５年１０月最後の価格統制酒類である清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビールの公定価格が廃止された。

しかし、重要な財政物資である酒類の価格面での混乱を避けるために、直ちに自由価格には移行せずに、昭和３９年５月までは過渡的制度として「酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく基準販売価格が定められていた。こうして、同年６月から酒類の価格は制度上、全面的に自由価格に移行した。

３９年から、製造及び流通の各企業が自主的に決定できることになっているが、メーカーが希望卸売価格及び希望小売価格を設定するのが一般的となっていた。

主な動き

昭和３４年

３．　５　酒類業組合法改正案、国会提出。公定価格撤廃後の措置として基準販売価格制度の導入を目論む。

４．　１　改正酒税法施行。メートル法の導入。

１０．　ＧＡＴＴ予備会議（１０．１９）に前後して外国からの酒類輸入制限緩和申入れ相次ぎ、国産大手洋酒メーカー各社、対応策の検討始める。

１１．　６　大蔵省、各国からの酒類輸入制限緩和要請でグローバル方式を採用、国別の規制枠をはずす。

１２．１６　酒類業組合法改正案、１０ヶ月振りに成立。３５．１．７施行。

昭和３５年

２．　ウイスキー原酒の輸入希望者続出。たちまち外貨枠（３０万ドル）一杯となる。

６．　輸入ウイスキー原酒の外貨割当方式が「国税庁長官の確認書付商社割当」に決まり、申請は洋酒組合を通じて行うことになる。輸入ビールの外貨枠は２５万ドルに決まる。

７．　５　通産省、「ウイスキー原酒の外貨資金割当要領」を発表。
７．１５　日英貿易協定調印。酒類の輸入枠、ウイスキー７７万ドルなど、１０２万ドルに決まる。
８．　通産省、酒類の貿易自由化案を大蔵省に提示。
９．　５　ビールの貿易自由化、１０月実施見送り。
１０．　１　酒類の公定価格制度２０年ぶり廃止。基準価格制度スタート。
１２．　６　関税率審議会、関税制度の全面改正を答申。
１２．２６　大蔵省、清酒・ビールを酒類業組合法に基づく「再販売価格維持契約の業種」に指定。

昭和３６年

４．　１　ビール、貿易自由化される。
４．　貿易自由化のムード内外に高まり、国産洋酒業界風雲急を告げる。
４．１０　日米一般貿易協定でバーボンウイスキーの関税率引下げ（従価４０％から３５％）決まる。
１２．　１　税制調査会、酒税４７０億円減税・種類の整備・従価税導入など３７年度案答申。
１２．２２　日英貿易協定更改でウイスキーなど外貨３万ドル増枠。

昭和３７年

１．２３　日仏貿易協定調印。ブランデーの輸入枠増える。
４．　１　改正酒税法施行。１０種類、清酒特級１級・２級、税率全面引下げ、政省令改正でウイスキーのモルト混入率の引上げ。
国税通則法施行。酒税も申告納税制へ。
清酒、濁酒など貿易自由化。
７．３０　公取委、景表法に基づく「景品規制要領」の告示、景品類の最高額を制限。
１０．　１　ウオッカ、ラム等の貿易自由化。
１１．１４　日英貿易協定調印でウイスキーの輸入枠９６万ドルとする。
１１．２７　醸造試験場、初めて「洋酒鑑評会」を開く。

昭和３８年

１．　洋酒輸入協会が「貿易自由化に対する措置がとれる」よう法的団体への改組を大蔵省に陳情。
２．　１　酒類販売免許方針改正。全酒類卸、ビール卸免許の緩和、小売免許基準数量の引上げなど実施。
３．　通産省、３７年下期分輸入酒類外貨枠のうち、ワイン３００万ドル、リキュール類１６８万ドルと大幅増枠を決める。
４．２５　３８年度ウイスキー原酒の輸入外貨枠１５０万ドル、数量で１，０００ｋℓに決まる。
５．　１　国税庁、清酒１級、みりんの基準価格廃止を告示。
５．１６　ＧＡＴＴ閣僚会議。ケネディ・ラウンド開始。
１１．　日本、諸外国から酒類の貿易自由化を迫られる。

１２．　　臨調、酒類の販売免許要件の緩和を答申。

昭和３９年

１．　　洋酒輸入協会が、４月からの海外渡航自由化で、海外旅行者の洋酒持ち込み制限について現行の６本から２本への引下げを陳情するも大蔵省は３本に内定。

３．　７　日仏貿易交渉妥結し、ワイン、ブランデーの輸入枠５０％増と拡大される。

６．　１　国税庁、酒類の基準価格廃止を告示。

９．　　臨調、「酒販免許は自由化の方向で根本的に再検討せよ」と答申。国税庁、再検討に着手。

１０．　　国税庁、行革本部に酒販免許の必要性と運用面での簡素・合理化意見を提出。

昭和４１年～５１年

構造不況と呼ばれた４０年不況は赤字国債の発行と輸出の増加により、４０年１０月を底に急速に回復した。不況脱出後は４５年７月まで、５７ヶ月に及ぶ戦後最長の「いざなぎ景気」を現出し、４１～４５年度の年平均成長率は１１．６％という超高度成長の時代となり、４３年には我が国のGNPは自由世界でアメリカに次ぐ第２位の水準に達した。国際競争力の強化、国際収支の黒字基調の定着、所得水準の向上の下、カー・クーラー・カラーテレビの新３C ブームの到来に加え、住宅建設ブームが起きた。４５年３月には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開幕した。

４７年７月田中内閣の誕生により列島改造ブームが発生、買占め対象は土地、株式、ゴルフ会員権、絵画、宝石などに及んだ。

ドルショックの後、４８年２月には変動相場制への移行、４８年秋にはオイルショックにより狂乱物価が発生したが、４９年１２月の三木内閣の物価安定政策により沈静化し、４９年度の成長率は戦後初めてマイナスとなり、不況は長期化した。

高度成長期は、税務関係団体の多くが全国組織を設立した時期でもあり、全国規模での活発な事業活動が展開されていくこととなった。酒類業関係団体については、昭和２８年、酒税の保全と酒類業界の安定のため、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭２８法第７号　「酒類業組合法」）が制定され、現在の酒造組合と酒販組合が設立され今日に至っている。酒税の保全に対する協力及び酒類業界の安定を主な目的とし、税務署、都道府県、国税局及び全国単位で組織されている。ただ、日本洋酒輸入協会は、日本ワイナリー協会と同様、任意団体である。なお、間接税関係の団体としては、平成元年の消費税の導入を機に、昭和４８年４月に設立された全国間税協力会総連合会が全国間税会総連合会に改組されている。

４０年代の流通業界は大手スーパーの全国的な展開と再編制が進展した。５０年頃には、電気冷蔵庫の普及率は９７．３％に達し、自販機の普及により缶ビールが伸長した。４６年にはアメリカのバーボンウイスキー、フランスのコニャックに続いて、スコッチウイスキーの輸入が自由化され輸入洋酒ブームが起こり、４７年には第一次ワイン・ブームの開幕となった。４７年９月、週休２日制の広がりつつある中、若い夫婦と子供たちの生活を楽しむ新世代をターゲットにして、「金曜日はワインを買う日」のキャンペーンによりワイン・ブームに静かな火が付いた。

主な動き

昭和４１年

１０．　関税について申告納税制度を実施。

１２．２０　日英貿易協定で４２年度のウイスキー輸入枠３８５万ドルに増枠決定。

昭和４２年

１１．　ＳＯＰＥＸＡ日本事務所開設。

昭和４３年

８．　ジンの輸入が自由化される。

昭和４４年

４．　１　バーボンの輸入が自由化される。

４．　９　租税特別措置法改正で外航船など船用品酒類が免税となる。

１０．　１　ブランデー、リキュールの輸入が自由化される。

１０．　国税庁、チクロ、サリチル酸など食品添加物騒動で業界に使用自粛を要請。

昭和４５年

２．１４　ぶどう酒、同搾汁、ベルモットなどの輸入が自由化される。

２．　ドイツ農産物振興会、イタリア貿易振興会日本事務所開設。

１０．２７　ビール４社、衆院大蔵委員会で「管理価格」問題表面化。

昭和４６年

１．　１　ウイスキーの貿易自由化。全酒類の輸入自由化。

３．３１　大型スーパーに初めての全酒類小売免許が交付される。

７．２３　日本洋酒輸入協会が「日本洋酒輸入組合」を設立、法的団体の認可を申請。

８．　ビールの破瓶、社会問題化。

１０．　１　酒販免許一本化スタート。

昭和４７年

４．　１　ウイスキーなどの関税引下げ

４．　国税庁、円切上げ、関税引き下げで輸入洋酒の末端価格の引き下げ指導を打ち出す。

９．　「金曜日はワインの日」というキャンペーンの展開を契機として、第一次ワインブームの開幕。

１１．２２　関税審議会、酒類などの関税一律２０％引下げ。外貨持出し自由化。

昭和４８年

１．１２　関税審議会、バルク輸入のぶどう酒を特恵関税品目に追加。ワインブームに拍車。

６．　　経企庁が「並行輸入の実態とその効果に関する調査」をまとめる。

９．１２　ＧＡＴＴ閣僚会議。東京ラウンド開始。

昭和４９年

８．　１　国税庁、「輸入酒に対する酒税証紙の貼付命令」を廃止、簡素化する。

昭和５１年～６０年

昭和４８年の第一次石油危機を起因として、昭和５０年代前半の財政は大量の公債に依存するという異常な状況に至っていたが、こうした状況の中で増税問題が真剣に議論されるようになった。そして、政府税制調査会の「５４年度の税制改正に関する答申」（昭和５３年１２月）において一般消費税の導入が提言されたが、結局一般消費税はその仕組み、構造等について十分な国民の理解を得られなかった。　昭和５９年度の税制改正において、免税酒類の表示制度の廃止、容器検定制度の簡素化、酒類の種類等の表示制度の簡素化が図られた。

酒類業界では、１９８４（昭和５９）年　日本全土を焼酎ブームが席捲し、ウイスキーの需要が大幅に落ち込むとともに、１９８６（昭和６１）年　世界の洋酒業界の再編が進み､英国のギネス社によってスコッチ業界のトップのDCL社(ジョニー・ウォーカー、ホワイト・ホース）の買収等が行われた。

輸入商品の仕入価格は海外メーカーの輸出価格に運賃保険料を加えたCIF価格（水切り価格）に関税、国内物品税（酒税等）を加算したものが仕入原価となるが、輸入時徴収される物品税はCIF＋関税額に対して課税される。

従って、税率の高い酒税の従価税（ウイスキー類の場合１５０％と２２０％の２本建て）適用酒類にあっては、課税額を構成するCIF原価及び関税の変化と更にCIF円価を決める為替レートの変動に一喜一憂しながら常に変動する仕入原価の中で定価販売を維持するため努力していた。

しかし、幸い世界通商貿易拡大の方向で日本の政策は動いており、殊に東京ラウンドにより関税の引下げだけでなく関税外障壁の撤廃、関税評価の改定等が行われ（昭５６年１月実施)、従来輸入価格の評価に当たって、とかく税関と輸入業者との間で見解の相違がありがちであったものが、この改訂で評価基準が明確化されるとともに、輸入業者の正確な輸入申告が要求され、それだけ輸入業者の責任が重くなったものと受け止められた。この改革は輸入通関業務史上画期的な出来事であると考えられた。

主な動き

昭和５２年

４．　ビール、生ブーム起こる。

７．　国税庁、輸入洋酒の為替差益による建値引下げ問題表面化で行政指導に乗り出す。

１２．２１　関税審議会、酒類の関税一律１２．５%引き下げ決める。

昭和５３年

３．　４　輸入酒類の関税１２．５%引下げ。

８．　国税庁、国会における円高差益還元問題の追及で、輸入業者への指導強化を打ち出す。

昭和５４年

２．　国産ワイン好調に伸び「第２次ワイン・ブーム」。１．８ℓ瓶入りワインの増。

７．　洋酒輸入協会が、輸入洋酒価格の変動化で「従価税適用」の表示削除を国税庁に要望。

１２．　円安・ポンド高でスダンダードスコッチが２２０%従価適用となり、各輸入業者、一斉に通関ストップ。

１２．１７　酒類輸入販売業の景品類公正競争規約の認定（５５．１．１施行)。

昭和５５年

１．　１　酒類輸入販売業の景品類公正競争規約スタート。

３．２７　公取委、「酒類業における景品類の提供に関する事項の制限」を告示（５．１施行)。アウトサイダー規制も可能となる。

４．　１　ワインに「特別軽減関税率適用」と「従量・従価併用方式」導入。

５．２０　洋酒輸入協会が「輸入酒類公正取引協議会」を設置

７．３０　公取委、輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約を認定（１０．１実施)。

昭和５６年

３．　ビールメーカー４社、大型自販機開発、酒販店斡旋販売開始。自販機戦争エスカレート。

５．　１　酒税法改正。増税、粉末酒が雑酒に。

昭和５７年

３．　７　輸入ビールの表示公競規約の認定（４．１実施）

１１．　洋酒輸入協会、英スコッチ協会にＦＯＢ値上げ自粛要請。

昭和５８年

９．２０　公取委、スコッチウイスキーを対象に「輸入洋酒実態調査報告書」を発表。輸入及び国内流通に関し、「独禁法に抵触するような事実はなかった。総代理店制度が競争制限的に機能していることはない。」と結論。

１０．　洋酒輸入協会とEC委員会会談

＊日本の流通機構のECからの輸入に当たっての障害について

＊並行輸入について

洋酒輸入協会より、安価な並行輸入によって競争原理が働き、販売促進になるという効果に対して、

・輸入品の価格体系、ブランドイメージが崩壊する危険がある

・並行輸入の多くは輸入総代理店が培ってきたブランドイメージにただ乗りしたもの

・並行輸入品は継続的に安定供給することが難しく、十分なアフターサービスができない

などの問題があることを説明。

昭和５９年

４．　１　酒類業組合法改正。ラベルの級別・品目などの表示変更が承認制から届出制へ。

昭和６０年～平成１０年

１９８０年代前半の日本国内の景気は一進一退を続けた。

１９８５（昭和６０）年９月のプラザ合意を契機として急激に円高が進行した。輸出を景気の牽引役としてきた日本経済は急速に勢いを失い、円高不況に突入した。しかし一方では、低金利と原油安によって国内の卸売物価は安定し、景況は二面性をもって推移した。

昭和６０～６１年にかけて円高不況に見舞われたが、昭和６１年１１月～平成３年までいざなぎ景気に平成景気が続いた。この間の昭和６１年から平成元年にかけて株価、地価といった資産価格の高騰によってもたらされたいわゆるバブル経済は国民生活にも大きな影響を与えた。バブル経済の崩壊は、株価や地価が大幅に低下して、多額の不良債権が発生し、その対策の追われる中で不況が深刻化していった。

昭和６４年１月、昭和天皇の崩御で激動の昭和に幕が引かれ、時代は平成へ移行した。１９８９年１２月、東西対立の象徴だったベルリンの壁が消滅した。次いで１９９１年１２月にはソ連邦が崩壊した。国内的には９０年代に入るとともにバブル経済がはじけた。経済は深刻な停滞に陥り、金融不安など様々な制度的矛盾があらわになった。

１９８９（平成元）年末に史上最高値をつけた平均株価は、以降下降線をたどり、１９９０年（平成２）１０月には２万円台の大台を割った。同年３月には不動産融資の総量規制が実施され、まもなく地価は下落へと転じた。１９９１（平成３）年春、バブル経済の崩壊は明らかとなり、株式や不動産への過大な投資は企業経営を圧迫する要因となった。

１９９４年には折からの円高もあり一部ディスカウントストアによる廉価販売に大手スーパーが加わる形で「価格破壊」が進行、社会現象となるなど、企業経営は厳しさを増す一方で、景気の低迷は長期化の様相を帯びた。

１９９０年代に入り、酒類の流通に大きな環境の変化がみられるようになった。スーパーや CVS、酒量販店といった組織小売業の台頭である。１９８８（昭和６

３）年当時、酒類市場において、これらの店舗数は全酒類小売店の中でわずか９％、酒類販売額も全体の１２％にすぎなかった。スーパーはワンストップ・ショッピング、CVS は２４時間営業、酒量販店は低価格販売をそれぞれ武器に、５年後の１９９３（平成５）年には、店数で１４％、酒類販売額で２７％、さらに１９９８年においては店数で２５％、金額で４４％を占めるまでに急速に拡大している。これら組織小売業の多くは、それぞれ固有のシステムとノウハウを持ち、チェーンオペレーションの徹底により広域にわたって販売活動を展開しているのが特徴である。これに対応する営業活動もそれぞれの業態やチェーンの特性に応じた高度の提案力や情報力が求められるようになった。

また、国際的には関税撤廃による輸入洋酒の増加などグローバルな競合、国内では価格競争の拡大など市場環境が激変し、競争は一段と厳しくなった。

１９９５（平成７）年度の日本経済は、年初から阪神・淡路大震災などの影響や、超円高（４月１９日１ドル＝７９円）によって大きく揺さぶられた。秋以降の低金利、財政投融資などの財政金融政策の展開によって、１９９５年後半の経済成長は２．３％となり、１９９２年度から１９９４年度まで続いたゼロ成長から４年ぶりに脱却した。ただし、民需主導の自立的な回復でないため、公共投資が息切れすれば、景気は再び下降に転じるだろうというのが大方の観測であった。
１９９７（平成９）年度は４月の消費税引上げ以降、それまで回復軌道にあった景気が後退し始め、前半は消費不況、後半は設備投資や輸出と言った面で企業活動の指標悪化がめだった。とりわけ、従来成長を下支えしてきたアジア向け輸出が域内経済混乱を背景に激減し、この年は日本経済にとってマイナス面が集中的に露呈した。

税制を見ると、昭和６３年には、シャウプ勧告に基づく税制改革以来となる抜本的な税制改革が行われ、消費全般に広く薄く負担を求める消費税が平成元年に導入された。

酒税については、昭和６３年に、税制改革の一環として、昭和６２年のガット勧告や酒類消費の多様化・平準化、消費態様の変化等を踏まえ、酒類を消費税の課税対象とするとともに、従価税制度及び級別制度を廃止するほか、各酒類の税負担水準を見直し、酒類間の税負担格差を大幅に縮小する等、昭和３７年以来の抜本的な改正が行われ、平成元年４月から施行された。

また、昭和６３年１２月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき酒類販売業免許要件の緩和が図られることとなり、免許要件に人口基準を採用、審査順位は公開の抽選で決定するなど、制度運営の透明性、公平性が確保され、平成元年６月には大型店舗酒類小売業免許及び通信販売酒類小売免許を新設する通

達も出された。
　平成５年９月に我が国経済の低迷に対処する観点から緊急経済対策が講じられ、その一環として、公的規制の緩和を図ることとし、その一つとして「ビールの製造免許にかかる最低製造数量基準を次期酒税法改正時に引き下げる」こととされた。これを受けて平成６年４月の酒税法の改正により、ビールの最低製造数量が２，０００ｋℓから６０ｋℓに引き下げられ、小口生産のビール（いわゆる「地ビール」）の醸造が可能となった。
　平成９年度は、平成６年秋の税制改革において法定された改正消費税法が施行され、中小事業者に対する特例措置が大幅に縮減されるとともに、消費税の税率が地方消費税と合わせ５％に引き上げられた。また、酒類消費の態様の変化や我が国の蒸留酒間の税率の格差は内外差別であるとするＷＴＯの勧告を受けて、国際協調の視点も踏まえながら酒類間の税負担の公平を図るため蒸留酒の税率調整が行われた。
　平成９年１０月には、ウイスキー類及びスピリッツ類の減税、しょうちゅう及びリキュール類の増税が第一段階として実施された。また、第二段階として、平成１０年５月にはしょうちゅう甲類の増税及びウイスキー類の減税が、同年１０月にはしょうちゅう乙類の増税が行われた。さらに、第三段階として、１２年１０月にもしょうちゅう乙類の増税が行われた。

　酒類業界においては、国民所得の上昇、成人人口の増加、低アルコール酒類の伸長により酒類の課税数量が年々増加し、平成６年度には初めて１千万ｋℓの大台を超え、８年には過去最高の１０，１６０千ｋℓとなった。９年度においては、不況による消費動向の下降などから、前年度を下回る１０，０１６千ｋℓであったものの、１０年度は、１０，０９５千ｋℓであった。
　ウイスキーについては、１０数年にわたる落込みがあったが、１９９４（平成６）年、大手スーパーの安売りで需要回復の端緒を掴んだ。その流れが、１９９７（平成９）年１０月、１９９８（平成１０）年５月のウイスキーの大幅減税により、確かなものとなった。
　ワイン消費は、何回かのブームを繰り返しながら、少しずつ拡大してきた。それが、一気に需要を伸ばしたのは、１９９０年代になって手頃なワインが登場してからであった。
　背景には、バブル経済後の消費低迷で「良いものを納得できる価格で買いたい。」という消費性向が生まれていたことがある。円高メリットにより輸入ワインの価格が下がり、「ぜいたく」「よそいき」といったワインのイメージが払拭されたことが大きい。赤ワインには動脈硬化の予防や脂肪吸収抑制効果があることがわかり、世界的に赤ワインブームを呼んだこともある。様々な要素が重なってワインが日常品になり、ユーザーの裾野を広げた。
　国産ワインが大衆ブランドを中心に需要を伸ばす一方、輸入ワインも、フランス、ドイツ、イタリアだけでなく、低価格で高い品質を持つアメリカ、チリ、オ

ーストラリアなどニューワールドワインが消費を伸ばしてきた。
　本格的なワインの日常化時代がもたらしたのは、自由なワインの楽しみ方であった。国産品、輸入ワインともに品種や産地、作り手へのこだわりといったワインの持つ多様な価値や個性を気楽に楽しむ人々が増えてきた。我が国の酒類市場でも高い成長性が見込まれるワインは、ビールや清酒の守備範囲にも進出してきた。
　このことを課税数量でみると、後述の６０年秋のジエチレン・グリコール混入事件の影響を受け需要は減少したが、徐々に需要は回復し、平成元年度には、それまでの最高の１３７千kℓとなった。その後一時的に減少したものの、７年度には、低価格のワインが発売されたことにより飲酒層の広がりを見せて過去最高の１５８千kℓを記録し、さらには、消費者の健康指向とマッチした赤ワインが人気を博して一種のブームとなり、毎年過去最高を更新し、１０年度には３７０千kℓとなった。

　輸入酒類をめぐる動きに目を向けると、昭和６０年６月、政府・与党対外経済対策推進本部が市場開放策の一環として酒類を含む１,８５０ 品目の関税引き下げ措置を決定し、６１年の早い時期から２０％引き下げることとなった。１１月、国税庁が「輸入酒類の流通実態調査結果」を発表した。アクションプログラムに基づく輸入品の流通経路、価格構成、マージンなどについての実態と輸入促進に当たっての問題点や並行輸入の影響についてまとめたものである。また、EC委員会が、日本の酒類市場に関するスタディ結果を発表し、EC産酒類の対日輸出の伸び悩みの根源は、我が国の高率で不合理な税制にありと結論付けた。

　昭和６１年４月、スコッチウイスキー協会会長が、日本・EC事務レベル協議に向けて、日本の輸入関税、酒税制度の改善を求める声明を発表した。５月国税庁が「輸入酒類の小売価格の動向調査」結果を発表したが、これは円高による輸入品価格低下の効果を国内販売価格に反映させ必要に応じ関係業界に要請を行うとの政府の総合対策で指定された主要輸入消費３７品目に入ったウイスキー、ワインの価格調査を行ったものである。洋酒輸入協会は、「従価税を廃止、従量税とし、アルコール度数に応じた制度に改正」を大蔵省に陳情した。

　さらに、未成年者飲酒や飲酒運転の防止、適正な飲酒環境の醸成などの社会的な要請に応えていく観点から、飲酒に関する連絡協議会が「酒類の広告・宣伝に関する自主基準」を昭和６３年に定め、その後も酒類を取り巻く環境の変化を踏まえて不断の見直しを行っており、当協会もその遵守に努めてきたところである。

主な動き

昭和６０年

４．　　ワイン関税引下げ

７．　　アクションプログラム決定

７．１０　一般紙夕刊「有害物資を混入したオーストリア産高級ワインが西ドイツで流通」と報じる。

７．２４　厚生省、検査依頼していた西ドイツ産ワインにジエチレン・グリコール混入を公表。西ドイツ、オーストリア産の白ワインの販売自粛を要請。

７．３０　政府、対外経済対策としての「市場開放行動計画」を決める。酒類関係では、「輸入洋酒フェアを開催するなど販売促進を図る」の表現に止め、販売免許などの制度面には触れず。

８．　２　厚生省、輸入バルクワイン使用の国産ワインの安全確認を発表。

８．２９　国産ワインメーカーの一部高級ワインからジエチレン・グリコールが検出されたことが判明、有害物混入事件禍は拡大しつつ新局面へ。

９．１２　国産ワインメーカー、問題製品の出荷自粛（１０日間）を特約店に通知。

９．２６　日本ワイナリー協会ら国産ワイン５団体による「表示検討協議会」発足。

１１．１１　国税庁、ウイスキー、ブランデー、ワインの取引価格を中心に実態調査。

１１．１９　衆内閣委で輸入酒類の価格問題で質疑。

１１．　　英国スコッチウイスキー協会、「全ての酒類について公平な関税・酒税を導入しない限り、スコッチは日本製品と対等な条件で競争できない」と税制改正を要求。

昭和６１年

１．　１　ウイスキー類の関税、２０％引下げ実施。

２．　４　ＥＣが「日本の不公正な酒税制度を改革する要求」を決議。

・アルコール度数を基準とする単一の酒税率を適用すること

・関税を日本製品に対するＥＣ側の関税と同じレベルに引き下げること

・アルコール度数を基準とする単一の輸入関税率を導入すること

３．　　スコッチウイスキー協会会長が来日、「高い輸入関税と不公平で複雑な酒税制度は、他の先進国と大きく異なっており、スコッチにとって極めて不利」と改正要望。

４．　　ワイン関税引下げ

４．　８　総合経済対策発表。円高差益還元と価格適正化の一環として輸入酒類の価格引下げ指導が盛り込まれる。

５．　４　東京サミット、サッチャー首相、中曽根首相にスコッチウイスキーの日本市場での不公平是正を要求。

５．　　円高を背景にした並行輸入品が急増、輸入代理店、流通業界の悩み深刻化。一般市場での「輸入品拡大販売機運」に水を差す。

９．１５　ＧＡＴＴ閣僚会議。ウルグァイ・ラウンド開始。

１０．２９　酒類市場開放問題、特に酒税制度改正をめぐって、ＥＣ，米国が共同歩調。

昭和６２年

３．　　ビール、ドライ・ブーム始まる。

４．　　ワイン、ウイスキー関税引下げ。

４．２８　大蔵省、ＧＡＴＴパネルで、ＥＣに提示していた「酒税法改正の昭和６３年１月実施」について売上税法案廃案により撤回表明。ＥＣ側は、ウイスキー類の級別制度の廃止、ウイスキー・スピリッツに対するアルコール度数を基準とした単一酒税率・関税率の適用、を遅くとも１９９０年１月までに実施するよう主張。

９．　我が国の酒税法はＧＡＴＴ違反とするパネル裁定案：ウイスキーに対して焼酎より重い税負担。

昭和６３年

３．２５　政府税調

６．１０　自民税調

従価税廃止、ウイスキーの級別廃止、蒸留酒間の税率格差是正。

６．　英国大使館、「スコッチは初めて、国産ウイスキーと対等となり歓迎。焼酎はなお格差が残っている。」と声明。

１２．２４　消費税導入、酒税法改正を含む税制改革法案、可決成立。

平成元年

１．　１　未成年者飲酒禁止の注意表示の自主基準実施。

４．　１　消費税導入、酒税法改正。ウイスキー級別廃止、従価税廃止、消費税相当分を従量税で減額調整。

４．　輸入ウイスキー、売れ行きまずまずであるものの戻し税バーゲンによる安値販売が定着、プレステージ急降下。

６．１０　酒販免許通達発表。店舗面積１万㎡以上の大型店の特例免許を２００万人につき１場付与、人口基準の導入、３０万人以上の商業地域の距離基準を５０ｍに緩和、通信販売小売免許の新設。

１１．１６　午前零時に到着予定のボージョレー・ヌーボーがフランス、アンカレッジ等の濃霧・航空機故障により入荷遅れが続出、解禁日配送がパニック状態。

平成２年

６．２８　貿易不均衡是正を主眼とする日米構造協議の最終報告。店舗面積１万㎡以上の大型免許を前倒しし１９９３年秋までにすべて付与の一項が盛り込まれる。

９・１８　公取委、輸入総代理店契約等における新ガイドライン案発表。並行輸入の阻害行為に関する基準を規定。

１１．　７　洋酒輸入協会の臨時総会で理事長、公取委の並行輸入の阻害行為に関する基準を受け入れがたいと発言。

平成３年

４．　２　ＷＨＯ「アルコール関連問題専門家国際会議」、自販機に対し禁止勧告。

平成４年

３．　「飲酒に関する連絡協議会」、未成年者飲酒禁止の注意表示の自主基準策定。

４．　１　清酒の級別制度、完全廃止。

４．　一部イタリアワインに農薬「メチルイソチオシアネ―ト」が米国で検出、厚生省が販売中止・検査実施を通知。

４．２８　厚生省、メチルイソチオシアネート混入ワインのリスト２１社公表。それ以外は販売再開。

６．２９　公取委、「酒類小売業における不当廉売の対応について」指針発表。総販売原価＝仕入れ価格＋販売経費＋一般管理費の考え方を示す。

平成５年

６．　７　欧州ビジネス協議会のベディングハム会長、焼酎が問題とし、蒸留酒間の税率格差是正を強く要求。

７．　６　東京サミット前、日・米・加・ＥＣでウイスキー・ブランデーの関税の相互撤廃を合意。

１０．　１　厚生省・公衆衛生審議会専門委員会が自販機の一定期間の移行期を設けた撤廃の検討を提言。

平成６年

３．　４　酒税法改正、閣議決定。ビールの最低製造数量基準を２,０００ｋℓから６０ｋℓに引下げ。

平成７年

７．　蒸留酒間の税率格差是正を求めるEUと日本のWTO協定に基づく２国間協議スタート。

平成８年

７・　我が国の酒税に関するパネル報告書の配布。

８．　我が国の酒税に関し我が国より上級委員会への申立て。

１１．　我が国、WTOパネル上級委員会で敗訴。

１２．　WTO酒税問題に関し、米国より仲裁の要請。

１２．１６　蒸留酒間の税率格差是正を具体化する酒税法改正の大蔵省原案、自民党税制調査会で了承される。焼酎甲類・ウイスキーは２段階（９年１０月、１０年５月）でそれぞれ増減税、焼酎乙類は３段階（９年１０月、１０年１０月、１２年１０月）で増税。

平成９年

３．２４　税率格差是正（焼酎増税、ウイスキー減税）の酒税法改正、可決、成立。

３．　ワイン市場、急拡大。国産、輸入物ともに低価格帯で、赤ワイン。

１０．　１　焼酎甲・乙の一次増税・ウイスキーの一次減税。洋酒業界の減税キャンペーン盛大に。

１２．　関税審議会、WTO酒税問題に係る蒸留酒の関税引下げ・撤廃の答申。

１２．１３　蒸留酒間の税率格差是正をめぐる日米交渉決着。焼酎甲・ウイスキーの２次増減税を１０年５月１日に前倒し実施、焼酎乙の２次増税は当初のスケジュールどおり１０年１０月１日実施、乙の最終増税は１２年１０月１日に前倒し実施。

平成１０年～平成２１年

日本経済は、バブル崩壊後、企業部門は雇用・設備・債務における３つの過剰の調整に、銀行は巨額の不良債権処理に、そして中小企業は資金繰りなどの対応に追われ、その過程で、失業の増加や雇用不安といった問題も大きくなった。この長い低迷のトンネルを抜け出すまでには１０年を超える長い時間が費やされた。主要行の不良債権問題は正常化し、企業が抱える３つの過剰もほぼ解消するなど、日本経済は新しい成長に向けたステージに入りつつあった。

しかし、２００８（平成２０）年に入ってアメリカ経済の減速や原油価格等の高騰などにより景気の回復が足踏み状態となっていたところ、９月のいわゆる「リーマン・ショック」を契機として、金融危機へと発展し、世界同時不況と呼ぶべき事態に陥り、日本経済は急速な悪化を示すようになった。世界同時不況の影響は輸出の減少という形で現れたため、企業部門が急速に悪化した。

税制を見ると、平成１８年度の酒税法の改正で、酒類を１０種類、１１品目から４種類、１７品目に分類を変更し、それぞれについて原料、製造方法、成分等を詳細に規定し、それぞれの種類、品目別に税率を定めた。

また、酒類の小売販売免許については、１０年３月の閣議決定「規制緩和３か年計画」を受けて、１２年９月１日距離基準、１５年９月１日人口基準を廃止し、１８年９月１日には人的要件のみ残し実質自由化された。

酒類業界においては、近年、品質の多様化に伴う価格展開や小売業の業態変革の進展に伴い小売段階の販売競争が激化していることから、流通段階においても相当の価格展開がみられる。

このように、販売価格は製造又は流通の各企業が自主的に判断し決定すべきものであるが、公正な競争による健全な酒類産業の発展の確保のために、国税庁より、平成１０年４月８日付「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」、さらに１８年８月３１日付「酒類に関する公正な取引のための指針」が出されている。公正取引委員会においても、平成１２年１１月に「酒類の流通における不当廉売、差別対価への対応について」（酒類ガイドライン）を発表している。

主な動き

平成１０年

１．　WTO 酒税問題に関し、WTO へ解決の通報。
　　赤ワインの増勢衰えず。

３．３１　蒸留酒間の税率格差是正の酒税法改正。５．１に焼酎甲の二次増税、ウイスキーの二次減税（最終）、１０．１に焼酎乙の二次増税。
　　小売酒販免許の需給調整要件の改廃、閣議決定。
　　・距離基準は１２．９．１廃止。

・人口基準は１０～１４年度に緩和、１５．９．１廃止。

平成１３年

３．　簡易申告制度の導入。

１１．　WTO閣僚会議。ドーハ・ラウンド開始。

平成１４年

４．　１　ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュールなどの関税撤廃。

平成１５年

４．２３　酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案、可決・成立。

９．　１　小売販売免許、人口基準廃止で実質自由化。

平成１６年

７．　WTO理事会（ドーハラウンド枠組み合意の成立）。

１０．１５　国税庁、１５年度の実質自由化元年の新規小売免許付与件数２３,６０４を公表。

１２．１７　国税庁、審議官主催「酒類販売業等に関する懇談会」の「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」公表。

平成１７年

１．　１　ビール業界の新取引制度・オープン価格制度スタート。

平成１８年

３．　特定輸出申告制度の導入

５．　１　酒税法改正、施行。従来の１０種類１１品目を４種類１７品目に、種類ごとに基本税率を置き品目ごとに適用税率を設定。清酒、ビール、ウイスキーは減税、ビール新分野、ワイン、焼酎、カンチュウハイ、スピリッツなどが増税。

９．　１　「酒類小売業の経営の改善に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定が失効（８．３１）、小売酒販免許、付与要件（可否の審査）が人的要件のみになり、実質・完全自由化時代に。

平成１９年

３．　７　公取委、総付き景品の提供上限の引上げ。取引額１,０００円未満は２００円、１,０００円以上は２割。

９．　３　日・チリ経済連携協定（ＥＰＡ）発効。１２年かけてワインの関税撤廃。

１１．１５　ボージョレー・ヌーボー解禁。スーパー、コンビニなどで１８年に続き苦戦。

１２．１３　与党、２０年度税制改正大綱決定。措置法８７条による軽減税率は、清酒・焼酎・果実酒について、２０・２１・２２年度は２５％と３年の単純延長、２３・２４年度は２０％に軽減幅を縮小。

平成２１年

２．１９　日・スイス経済連携協定（ＥＰＡ）署名。９年かけてワインの関税撤廃。

第二部　日本洋酒輸入協会の活動状況

前半の２５年間については、”日本洋酒輸入協会２５年の歩み”を創立２５周年記念特集号として発行しているので、その特集号の記事を借用したい。

昭和２７年の平和条約発効後、我が国の貿易活動は次第に活発となり、洋酒の輸入も、外人向ホテル枠、オーバーシー・ショップ枠、シップ及びエアーチャンドラー枠と一般用の雑枠等の形態をとりながら漸次拡大してきた。

日米通商協定も昭和２８年に締結され、漸く戦後の混乱期から脱却し、輸入洋酒市場が形成されはじめた。

このような情勢のもとで輸入洋酒市場の拡大と価格の安定を図るとともに、関係諸官庁と協調して輸入酒類に対する外貨割当制の円滑な運営と将来の発展にそなえ、かつ、輸入酒類の専門業者として通商協定の諸問題等今後の海外の情勢に対応できるような団体を結成したいとの機運が業界内に醸成されてきた。

昭和３４年４月、９社が発起人となり外貨割当枠保有者３９社の賛同を得て４月３日に創立総会を開催した。なお、主な輸入洋酒類の日本代理店１０社が賛助会員としてこれに参加した。

創立総会　熱海さくらや

当時、輸入品目としては、スコッチ、バーボンウイスキー、コニャック、ジン、ラム、ワイン、リキュール、その他各種の洋酒類が各品目ごとに数量割当されていたが、需要に対して数量的には非常に制限されていた。

従って、スコッチウイスキーを初めとして輸入洋酒類は、流通業界で贈答用として珍重され常に品不足の状態にあり、いわゆる「ヤミ輸入洋酒」が業務用酒類を中心として横行し、これの撲滅運動の一環として東京国税局の「ヤミ酒取締り」ポスターに協賛したのもこのころ（昭和３５年）のことであった。

しかし、次第に各需要層ごとに輸入枠の増加も行われ、また、新規輸入割当資格者の増員もあり、輸入量も増大されてきた。当時、一般枠の輸入割当が前年度輸入実績により行われたため一部酒類は輸入が実需を上回るものも出てきて、そ

れとともに洋酒類の輸入自由化が検討されるようになった。協会としても将来の自由化にそなえ、輸入酒類の宣伝のため「ディスプレイ展」を東西の百貨店で開催（昭和４１年)、一般消費者の関心を集めた。

この頃より貿易自由化の気運は内外ともに高まってきたが、国内では近づく輸入洋酒類の自由化を前に国内の輸入及び販売体制にも大きな変化がみられた。

輸入代理店による独自の販売系列の組織化、国内酒類総合問屋の輸入洋酒販売への直接参加、国内洋酒メーカーの海外ブランドの代理店取得等漸く開放されたこの輸入洋酒という新しい市場に対応したそれぞれの新販売体制が整えられた。

また、一方外交面では、アメリカ、ポルトガル、仏、英、伊と通商協定が結ばれ、貿易の相互拡大が約束され、これに伴い昭和４３年にジン、昭和４４年にバーボン、ブランデー、リキュール、昭和４５年にはワインの輸入自由化が行われ、最後まで残ったウイスキーも昭和４６年１月自由化が実施された。

また、為替面でも、昭和４６年政府は英ポンド、米ドルに対して変動相場制を採用し、為替自由化への一歩を踏み出した。

昭和４６年７月、当協会は「日本洋酒輸入組合」の設立認可申請書を東京通産局に提出したが、当局の認可を得られず設立を断念するに至った。

このような情勢下で洋酒の輸入自由化が行われたが、初年度は国内の流通及び価格面で輸入自由化についていけず輸入数量の大きな拡大に至らなかったが、翌昭４７年、２回にわたる洋酒類の輸入関税の引下げと変動相場制による円高効果によりスコッチウイスキー・スタンダード物の酒税が下がったため、輸入業者がそれに対応して標準小売価格の引下げを行い、この価格政策が消費者の歓迎をうけてスコッチウイスキーを中心に輸入洋酒類の市場は急激な拡大躍進するに至った。

また、この年１０月から関税法上の商標権侵害に対する輸入差止め措置が改定され、代理店以外の第三者による輸入通関が認められるようになった。この並行輸入制の導入により輸入洋酒類も一物二価の市況が生まれることとなった。

協会５０年の歩みを見る時、前半の２５年間は、この昭和４６～４７年がちょ

うどその中間点であり、また図らずも、当初の１３年は政府の輸入統制の下に如何に１箱でも多くの洋酒類の輸入を図ったかの歴史であり、これに対し、次の１３年はそれぞれの輸入業者が独自の企画と販売努力で輸入洋酒類の国内市場を如何に開拓発展させたかの歴史であると見ることができる。

輸入洋酒類の国内販売価格は輸入自由化時に販売拡大の方向で見直しが行われたが、当時日本を含め世界的な物価インフレーションの中で輸入商品は毎年メーカーの輸出価格が上昇し、かつ、国内でも輸入流通経費が値上がりする中で、酒税の増税もあり、せっかく自由化により販売価格の切り下げを行い販売の拡大に成功したものの、内外からの値上がり攻勢の中で販売価格の現状維持には常に苦慮し、関税の引下げ・円高による為替差益を仕入れコストの上昇に当て、かろうじて採算を保ってきた。

その努力の結果、スコッチウイスキー・スタンダードクラスの希望小売価格を例にとれば、昭和４７年当時、￥4,500～￥5,000（自由化前価格）のものが前述の通り￥3,500 に引き下げられ、その後昭和５５年春まで８年間（その間一時￥3,300の時があった)同水準に小売価格が維持され、５４年に￥3,800に約8.5%値上げされたが、この価格も昭和５９年の酒税増税による値上げまで４年間維持された。諸物価高騰の中でこのように長期間同一価格で商品供給を続けられたことは、特筆に価するもの思われる。

一方、輸入洋酒類の販売価格については、輸入自由化当初、国内の物価インフレーション解消促進のための政府機関である物価対策閣僚協議会の申し合わせ事項に基づき、国税庁の調査、さらに引き続き通産省より円高相場輸入品の原価の低下分の消費者価格への反映について協力要請などがあり、協会員も前述の通り値上げの抑制に努力してきた。その後、昭和５２年８月には参議院物価対策特別委員会において円高差益と輸入品の小売価格問題について正副理事長が代表として意見を陳述、当業界の立場について正当な理解を得ることができた。

参院物価対策特別委員会。前列右端が杉谷理事長

＜参考：国会での質疑議事録。インターネット掲載記事より収録＞

第０８１回国会　物価等対策特別委員会　第１号

昭和五十二年八月三十日（火曜日）　　午後一時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長　　斎藤栄三郎君

理　事　　山東　昭子君・西村　尚治君・福間　知之君・渋谷　邦彦君・木島　則夫君

委　員　　衛藤征士郎君・下条進一郎君・鈴木　正一君・世耕　政隆君・増田　盛君・大木　正吾君・志苫　裕君・高杉　廸忠君・渡部　通子君・神谷信之助君・野末　陳平君

国　務　大　臣

（経済企画庁長官）　倉成　　正君

事務局側　　常任委員会専門員　　菊地　　拓君

説明員　　経済企画庁物価局長　藤井　直樹君

参考人　　石油連盟会長　　石田　正實君

日本洋酒輸入協会理事長　　杉谷　隈男君

丸善株式会社取締役　　福田　　忠君

長瀬産業株式会社常務取締役　　藤森　正年君

――――――――――――

本日の会議に付した案件

○当面の物価等対策樹立に関する調査

（円高問題に関する件）

――――――――――――

○委員長（斎藤栄三郎君）　ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十九日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として神谷信之助君が選任されました。

――――――――――――

○委員長（斎藤栄三郎君）　参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

当面の物価等対策樹立に関する調査のため、本日の委員会に参考人として、石油連盟会長石田正實君、日本洋酒輸入協会理事長杉谷隈男君、丸善株式会社取締役福田忠君及び長瀬産業株式会社常務取締役藤森正年君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤栄三郎君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

――――――――――――

○委員長（斎藤栄三郎君）　当面の物価等対策樹立に関する調査を議題といたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多忙のところ本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございました。委員一同にかわりまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、これから会議の進め方について申し上げます。　これから参考人の方々から御意見を拝聴したいと思います。

○委員長（斎藤栄三郎君）　次に、杉谷参考人にお願いします。

参考人の方々に全般的にお願いいたしますが、なるたけ十分でお願いいたします。

○参考人（杉谷隈男君）

私は、日本洋酒輸入協会の理事長をしております杉谷でございます。

ただいま十分以内というお話がございましたが、ややオーバーするかもわかりませんけれども、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ただいまから輸入洋酒の概況につきまして御説明を申し上げます。私どもの日本洋酒輸入協会は、昭和三十四年に創立をいたしまして、ことしで十八年目を迎えております。

この協会は、会員相互の理解と協調により円滑なる酒類の輸入を行い、もって国民生活の向上に寄与するとともに、輸入酒類業界の発展及び会員の事業経営の安定を図ることを目的とする任意団体でございまして、現在会員数は七十二社でございます。

最初に、日本国内での全酒類の中におきます輸入酒類の割合等につきまして申し上げます。

わが国における酒類の課税移出数量は五十一年度で六百万キロリットル。このうち洋酒類は六・三%の三十七万五千キロリットルを占めておりますが、この中で輸入洋酒類は約一〇%の三万七千キロリットルを占めております。

この十年間の洋酒類の課税移出の伸びは年平均一〇%でございますが、私どもの取り扱っております輸入洋酒も順調に増加してきているわけでありまして、四十一年度は三千四百キロであったものが昭和五十一年度には三万七千キロリットルとなっておりまして、十年間で約十倍の伸びとなっておるわけでございます。

輸入酒類の場合、当然ながら、いわゆる洋酒系統のものが多いのでありますけれども、昭和五十一年度の実績で見ますと、三万七千キロリットルのうち、ウイスキーが二万二千キロリットル、ブランデーは二千キロリットルを占めておりまして、圧倒的にウイスキーのウエートが高くなっております。

ウイスキー類の輸入品は特に高級品が多くて、国内品を含めましてのシェアを見た場合は、ウイスキーの特級では一五・六%、ブランデーの特級では四四・七%を占めております。

数字をキロリットルで申し上げましたので、ちょっとこの辺説明を申し上げますと、一キロリットルはスコッチウイスキーを一ダースに換算いたしまして、百十ケースに相当するわけでございますので、いま申し上げました二万二千キロリットルというのは、ウイスキーの七百六十ミリ一ダース入りに換算いたしますと、二百四十万強の箱数になるということでございます。参考までに申し上げておきます。

次に、輸入洋酒取扱業者の数及びその規模を申し上げますと、現在、日本洋酒輸入協会の会員は、先ほど申し上げましたように、七十二社でございますが、このうち約五十社が直接輸入を行っております。

さらに当協会に加盟をしておらないで酒類の輸入を行っているところが約二十社ぐらいあるかと推定いたしております。会員会社の業態は多岐多様にわたっておりまして、外資系の輸入総代理店、輸入専業者、国産ウイスキー、ビールの製造業者、それから商

社等が含まれております。
　また、この中で酒類の輸入を専業とするものもあれば、兼業するという会社もあるわけで、企業規模につきましては大小さまざまでございます。
　輸入洋酒の流通機構でございますが、輸入洋酒の流通は、国産酒の場合とは多少異っておりまして、通常は総代理店、特約店、卸、小売と、こういったルートで流れておるわけでございますけれども、嗜好品という商品の性格上、その立地条件、得意先構成等によりまして、必ずしもいま申し上げたような通常のルートを通らずに、総代理店から直接商品が末端に流れる場合、あるいは特約店を指定しないで卸業者に流す場合もございます。

　次に、輸入酒類の中で最も大きなウエートを占めますスコッチウイスキーに触れてみたいと思います。
　現在、わが国に輸入、販売されておりますスコッチウイスキーのブランドは、昭和四十六年の輸入自由化後、相当の数に上っております。当協会といたしましても、正確な数字は把握しておりませんが、およそ百二十ぐらいと推定をいたしております。
　その中で大手五ブランドの輸入量を推定いたしてみますと、全体の六〇％を上回る程度かと存じます。これらのウイスキーが輸入業者によりまして輸入をされ、保税地域から引き取りの際、そのうちの一部免税市場、たとえば国際空港内の免税品の販売店、それから国際航空機内、外国船舶の中での使用分、これらを除きまして、関税、酒税を納付して引き取るわけでございます。

　現在スコッチウイスキーの関税は一リットル当たり三百九十二円で、これをスコッチウイスキー七百六十ミリ一本当たりに換算いたしますと二百九十八円でございます。
　この税額は昭和四十七年十一月に関税が二〇％引き下げになって以来変わっておりません。
　一方、酒税は従量税適用のものと、従価税適用のものがございます。スコッチウイスキーの場合はほとんどが従価税率の適用でありまして、日本の港に着いたときの価格、ＣＩＦでございますが、その価格にいま申し上げました関税を加えた金額に対しまして所定の税率の酒税を支払うことになっております。
　従価税の税率は一五〇％と二二〇％の二通りがございまして、この区分けは日本の港に着いたときのＣＩＦ価格に関税を加えた額が一リッター当たり七百七十円を超え、千百円以下の場合、これは一五〇％の適用を受けるわけでございます。
　千百円を超えると二二〇％の酒税を納付するわけでございます。スコッチウイスキーの場合、七百六十ミリリットルが普通でございますから、その換算で申し上げますと、一本五百八十六円から八百三十六円までのものは一五〇％、八百三十六円を超えますと二二〇％ということになります。現在スタンダードクラスのウイスキーは一五〇％、デラックス物につきましては二二〇％の税率が適用になっております。
　この税率につきましては、四十七年十一月に関税が二〇％引き下げられた時点からの適用になっているわけでございます。

洋酒を輸入する場合の利用する通貨について申し上げますと、洋酒の場合は欧米を中心といたしまして世界各国から輸入する関係から、使用する通貨も数種類ございます。

たとえばウイスキーの場合は、スコッチウイスキーは英ポンド建てでございます。バーボンウイスキー、カナディアンウイスキーはドル建てとなっております。果実酒の場合はフランスフラン、ドイツマルク及び米ドルが主体でありますが、最近の円高傾向から円建て輸入のケースもございます。またブランデーの場合はフランスフランあるいは米ドル建てとなっているのが現状でございます。

以上が一般的な説明でございますが、これから具体的にスコッチウイスキーの中でも大きなシェアを持つスタンダードクラスの価格について御説明をしたいと思います。

さきに説明申し上げましたとおり、四十七年十一月に関税が二〇％引き下げられました際に、酒税の従価税率が二二〇％から一五〇％に移行いたしたわけでございます。この結果、小売希望価格は、それ以前の三千九百円前後から三千三百円に値下げをされました。

しかしながら、四十九年に起こりました石油パニックによりまして諸物価が高騰し、輸入業者の諸経費が相当に上昇をいたした次第であります。さらに加えまして、英国スコッチ業者のＦＯＢ価格の値上げが行われまして、総代理店は出荷価格を改正するのやむなきに至ったわけでございます。この値上げに伴いまして小売希望価格も三千五百円になった次第でございます。

その後現在に至るまで価格の変更はいたしておりません。しかしながら、実際の市場におきましては、この三千五百円の標準的な価格もございますが、また一部ではバーゲンセール等で二千八百円、あるいはそれ以下でも売られていることは諸先生方も御承知のことと存じます。これらの価格を平均いたしますと、約三千円少しとなるかと推定いたしておりますが、全体としては弱含みに推移しているのが現状であろうというふうに感じております。

次に、輸入業者総代理店の仕入れ価格についてでございますが、仕入れ価格といいますのは、通常、私どもの用語では水切り価格と呼んでおります。つまり英国の港渡しに海上運賃と保険料を加えました合計、すなわち、ＣＩＦ価格にさきに御説明申し上げましたとおりの関税、これはリッター当たり三百九十二円でございますが、関税とさらに酒税が加算されたものが仕入れ価格、つまり私どもの言う水切り価格でございます。

説明を申し上げましたとおり、輸入洋酒の場合は、酒税が輸入コストと関税を加えた合計額への積み上げ方式でございますので、おのずと輸入コストの変動によって常に水切り価格が上下するわけでございます。この点国産洋酒の場合とは異なるわけでございます。

この変動の要因の大きなものは為替レートと英国の港渡し価格の変動でございます。

まず、為替の変動でございますが、スコッチの場合はポンド建てでございますので、

過去二年間のポンドと円の関係を申し上げますと、ポンド相場は五十年八月、これは平均になりますが、六百三十四円二十銭でございましたが、その後次第に低下いたしまして、五十二年八月、平均いたしまして四百六十六円八十一銭までおよそ三六％下落しております。累計値下がり額は百六十七円三十九銭となります。

次に、英国スコッチ業者の出荷価格、すなわちＦＯＢ価格の変動でございます。ポンド相場の下落を補うようにいたしまして、急激にこのＦＯＢ価格が上昇を続けてきております。

五十年八月に一ケース当たり七ポンド五十であったものが、五十二年一月には十ポンド十まで約三五％上昇しております。これは英国におけるインフレの高進や輸入原料価格の騰貴などが大きな原因となっているものと思考をされるわけですが、この二つの主要な構成要素が絡みあった形で原価が構成されているわけでございまして、その辺を御理解いただきたいと存じます。

以上申し上げましたような結果で、輸入業者の水切り価格というのは、五十年八月、一本当たりには約千七百九十三円であったものが、ことし八月には約千七百七十八円となっているわけでございます。しかし、この間の小売価格は三千五百円の建て値で推移しているわけでございます。

もう二、三分ひとつお願いします。

総代理店の販売価格でございますが、次に総代理店の特約店に対する建て値価格でございますけれども、五十年八月には二千六百円であったものが、その後ＦＯＢ価格の二回にわたります改定の結果、現在では二千七百五十円に改定をされております。

しかし、現在の総代理店の実勢卸価格は、市場対策費等を差し引きますと、各ブランド平均では二千三百五十円ぐらいになるのではないかというふうに推定をいたしております。したがいまして、これら総代理店の水切り価格と販売価格との差、すなわち、二千三百五十円から約千八百円を差し引いた約五百五十円というのが輸入業者の手取りとなると思います。もちろん、この中には金利、倉敷、通関諸掛かり、配送費、その他販売促進費、人件費等が含まれておりますが、四十九年のオイルショック後、これらの諸経費が大幅に上昇しておりますので、多少の水切り価格の低下がありましても、なかなか吸収し得ないというのが現状でございます。

以上申し述べましたことが私ども当業界の実態でございます。私どもが取り扱っております輸入洋酒という商品は嗜好食料でございますので、この商品の特殊性から小刻みの価格変更はなかなかむずかしい問題でございます。

しかし、いま申し上げましたように、円高の情勢下におきまして、輸入業者の水切り価格はほぼ横ばいに推移しておるわけでございます。一方、国内の諸経費は相当上昇している事実もお認めをいただけると存じますが、私どもといたしましては、これらの必要経費の増加を取り扱い量の増大によりまして吸収をし、円高によるコストの低下をできる限り消費者に還元するよう今後とも努力をする所存でございます。

以上輸入洋酒の概況につきまして大変つたない説明でございましたが、おわかりにくい点もあったかと存じますけれども、ひとつ御理解を賜りまして、今後ともよろしく御指導、御支援のほどをお願い申し上げまして、私の説明を終わりたいと思います。時間を経過いたしまして申しわけございませんでした。

○委員長（斎藤栄三郎君）　どうもありがとうございました。

前述のごとく、当協会は昭和３４年に当時の各種洋酒輸入枠の保有者３９社が集まって協会を設立した関係で当初通商産業省の指導の下に輸入割当行政の円滑な運営のために協力してきた。そして、その間、輸出入取引法に基づく輸入組合（法人）の設立が準備され、昭和４６年１０月日本洋酒輸入組合設立認可申請書を東京通産局に提出した。この認可に手間取る内、この年１月のウイスキーの自由化で洋酒類は完全に輸入が自由となり通産省の外貨割当行政の監督下から離れ、本来の酒類の所管官庁である大蔵省、国税庁からの助言指導がより必要となり、この年８月に「ウイスキーの関税引下げ」の陳情を始め、「輸入酒の瓶に貼付する酒税証紙、酒類表示の簡素化」について国税庁に陳情し、約３年後（Ｓ49.8.1）に酒税証紙貼付廃止が実現された。

それまで輸入酒の場合、酒税の税関への納付と引換えに酒税証紙を受領、酒税納付済みの証拠として瓶に貼付することが義務付けられていたため、納税後、開函して１本１本に貼付しない限り出庫できず販売量の増加とともに通関上のネックとなり関税外障壁として改訂が要請されていた。それが、この改訂により現在のように輸出国で必要表示を貼付し通関後はそのまま出庫できるようになり、輸入業者にとって事務手続の簡素化のみならず通関費用の軽減、内貨在庫の低減等大きな経済的恩恵をもたらした。

これらを契機として輸入組合の設立は断念され、以来、大蔵省、国税庁の指導と協力を仰ぐケースが多くなり、関税の引下げ、酒税の増税、販売価格の問題、輸入洋酒類の市場調査等ことある毎に洋酒類の輸入販売業者を代表する団体として意見具申とお願いを行っているが、当協会としては今後とも輸入洋酒のマーケットの拡大を図り、当協会の当局の酒類行政への発言力が強まることを期待するものである。

当協会は、創立より遅れて昭和４６年２月に公正取引委員会に成立届を提出、それより協会員の代理店契約等国際的契約の成立届出書の提出促進に協力、当業界の景品類の制限に関する公正規約・同施行規則を難産の末、５４年１２月に告示、翌５５年１月から施行にこぎつけ、同時に審議されていた輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約は、英国のスコッチウイスキー協会の代表者が来日し討議に参加する等真剣な討議が続けられ、同年８月告示に至った。輸入ビールの表示規約は、その特殊性のため難航しウイスキーより約１年半遅れ、昭和５７年３月告示になった。これをもって当面公正競争規約関係の懸案事項は片付いた。

この成立を通して考えることは、景品類の提供の制限に関する規約は協会員外の第三者も拘束するのに対して表示関係規約は第三者を規制しない点、遺憾であったということである。公正競争規約等については、その後も、必要に応じ、適時・適切に改正しているところである。

５８年度は、ブランデーの関税引下げを契機として、当協会として初めて一般消費者を対象とする「メルシー・キャンペーン」を実施した。これはフランス産グレープブランデーの会員輸入業者が一つになって展開する消費者向け販売促進及びイメージ・アップ戦略であり、消費者の中から抽選で選ばれた３３名を対象として昭和５８年１０月１９日～２６日に「パリ・ブランデーのふるさと８日間の旅」を企画するとともに、当協会代表者２２名のフランス視察旅行を実施した。（視察団にはオピニオンリーダーとして俳優の渡辺文雄氏が同行した）

＜メルシーキャンペーンの概要＞

1）名　　称　フランスブランデー・メルシーキャンペーン
2）期　　間　’83 年 6 月 15 日～8 月 15 日
3）主　　催　日本洋酒輸入協会
　後　　援　フランス大使館経済部・フランス食品振興会・フランス国立コニャック協会・フランス国立アルマニャック協会
　協　　賛　エール　フランス
　協　　力　参加輸入業者 18 社
4）実施様式　参加各社の商品＜18 社・33 銘柄（コニャック・アルマニャック・フレンチブランデー）＞を対象に消費者向けオープン懸賞の実施
5）総 予 算　約 6,000 万円（均等割負担額 990 万円、応量負担額 4,786 万円外）

なお、このときのキャンペーン用チラシに、参加各社のブランデー33 銘柄を掲載し、以下のメディアにて告知展開した。
日本経済新聞、週刊新潮、週刊朝日、週刊文春、プレジデント、
日経ビジネス、ゴルフダイジェスト。

ブランデーのふるさとを訪ねて
一般消費者をコニヤックへ招待
日本洋酒輸入協会が企画
日・仏の親善にひと役
工場・ぶどう畑見学
城めぐりなどを満喫
盛大にウエルカムディナー
「チェリモア」を発表
フルタ製菓が商品展示会
アルマニヤック協会主催で懇談会を開催

食品新聞社提供

酒類食料品小売店向け専門紙
酒販ニュース
フランスブランデーメルシーキャンペーン
抽選会
応募は11万通余に達する

醸造産業新聞社提供

同年８月日経ビジネスに掲載した「フランス・ブランデー・メルシーキャンペーン」の告知広告が「アド・インパクト賞」受賞。

告知広告（33 人の妻をもらった気分だ）

アドインパクト賞受賞

協会としては初めての共同事業であったが、大変な成功裡に終了したものと評価された。これは対消費者そして輸入業者、生産者相互のグッドリレーションにつながるものであり、国内での宣伝効果の外、今後メーカーとの取引の上にも好影響を与えることと確信された。

また、この年（昭和５８年）８月、日本洋酒輸入協会は酒中連（酒類業中央団体連絡協議会）に正式加盟した。

次に、ＰＲ活動については、協会の会報は昭和４９年７月に創刊号が出され、爾来３５年、月刊として休むことなく発行され、平成２１年８月で４２２号となった。会報とは別に輸入洋酒の販売促進及び輸入洋酒類の紹介を目的として昭和

４５年３月、我が国で初めての「輸入洋酒便覧」を発行し好評を得た。この便覧の成功に刺激されて類似のものが一般出版社から発刊された。その後、輸入品目の増加に伴い昭和４９年７月に改訂版を発刊したが、新たにセールスマンの携帯に便利なハンドブック型で名も「輸入洋酒総覧」と改め、５８年５月新販が発行された。

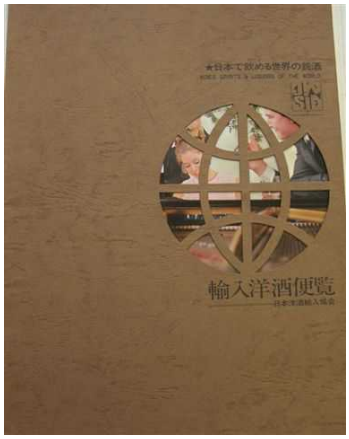

前半２５年間の推移を見ると、一般に酒類の需要が伸び悩んでいる中で消費者ニーズは、多様化し、また、所得の伸びがどのように消費に反映してくるか読みずらい状況で、酒類の種類間、輸入洋酒間あるいは輸入洋酒と国産酒間の競争関係は益々厳しいものがあり、輸入洋酒の流通機構の一層の整備と市場の安定によって業界全体が発展していくよう努力することが必要であった。また、輸入協会として「メルシー・キャンペーン」の成功を踏まえて、輸入洋酒全体のイメージ・アップと販売の振興を図る必要があった。このような努力が洋酒という生産品の輸入をふやすことにより欧米諸国との貿易摩擦の解消の一助となるものと期待された。

昭和５９年１１月には、創立２５周年記念式典を開催し、功労者に対して、感謝状・表彰状を、会員に記念品を贈呈した。

前半の２５年間は協会設立から、外貨の割当、各種輸入酒の輸入自由化、輸入ウイスキー・ビールの表示に関する公正競争規約の告示、為替相場の変動による物価対策、ＰＲ活動等激動の時代であった。

後半２５年の活動状況

１９８５年（昭和６０年）７月中旬、西ドイツ・オーストリアワインにジェチレングリコール混入事件が発生。輸入ワイン業界にとって大変な事件となった。

ジエチレン・グリコールは不凍液で、食品添加物としては認められていない有毒物質である。事件の発端は、オーストリアと西ドイツ産ワインにこれが含まれ

ており、当時の厚生省が昭和６０年７月２７日に輸入ワイン３銘柄の回収を指示したことによる。輸入ワインでは、この事件でドイツワインが最も被害を受けた。６０年、６１年と連続して減少し事件発生前の半分以下となった。

６０年７月半ば、西ドイツ保健省がオーストリア産ワインからジエチレン・グリコールを検出し１００万ℓを没収した旨の海外の報道有りとの情報により、厚生省より呼び出しがあった。７月２４日輸入された二、三の銘柄からジエチレン・グリコールの検出によって表面化し、２５日には販売自粛に追い込まれた。２５日の時点でマスコミの海外情報により５５０～５６０のブラック・リストの報道を契機に社会問題化した。

協会は事件発生以来ワイン対策委員会を編成し、昼夜を問わず懸命に再開の努力をした。

このため輸入されたすべてのものを対象として８月１５日までかけて調査・検査を実施した。この結果、協会員の取扱い銘柄からはごくわずかしか黒は出なかったが、協会員以外の取扱い銘柄のうち相当量のものから検出された。

洋酒輸入協会は、マークシールの貼付という識別方式による販売再開を検討し、検査の結果安全が確認されたものについてはシールを貼付して販売する案を厚生省に提案した。日本洋酒輸入協会に加入していないドイツワインのインポーターも輸入ワイン安全推進協議会を設立して、局面の打開に動き出した。

ドイツワインの輸入業者の全体数等が未把握のため、一日も早い販売再開に漕ぎ着けるべく組織の一本化は断念し、厚生省の了解の下に二つの団体での販売再開の実施となった。協会員以外の１社から３０余に上る黒の検出、イタリアワインへの汚染の拡大、さらには国内産ワインからも検出のために、当初９月初めの再開予定が１週間ほど遅れた（９/７）。マークシールを６００万枚作成し、正確に貼付されているか、ワイン対策委員が巡回し監視した。

また、マークシールの費用から約３５０万円捻出して、１１月２日に数寄屋橋のソニースクエアで５５銘柄７００本のワインを集め２，０００人以上の人達による無料の試飲会を行った。「ワインは安全です。」「ワインが街に帰ってきた。」とのキャッチフレーズで一大キャンペーンを敢行した。

この様子は、毎日グラフ等にも掲載された。この事件での損失は、検査費用、逸失利益等々、ワイン業界全体で４２億円と洋酒輸入協会では試算した。

この問題に対処するため、洋酒輸入協会はワイン対策委員会を２５回、ドイツ・オーストリアワイン取扱会員の全体会議を１５回開催した。

下　写真は終息時のドイツワイン安全宣言、販促キャンペーン

醸造産業新聞社提供

１９８６年（昭和６１年）２月、関税制度、酒税制度改正に関して、スコッチウイスキー協会会長と当協会正副理事長が懇談し、また、７月にはＥＣ委員会事務局代表と駐日ＥＣ代表部に於いてミーティングを持った。

昭和６１年４月、スコッチウイスキー協会会長が、日本・ＥＣ事務レベル協議に向けて、日本の輸入関税、酒税制度の改善を求める声明を発表した。洋酒輸入協会は、「従価税を廃止、従量税とし、アルコール度数に応じた制度に改正」を大蔵省に陳情した。（一部前述）

昭和６１年５月、従来の流通機構調査委員会を、ウイスキー委員会、ブランデー委員会、ワイン委員会、スピリッツ・ビール委員会の４委員会に分け、財政委員会、税制対策委員会、ＰＲ委員会の７委員会とした。

昭和６２年７月７日、国会酒販問題懇話会より、同会正副会長会への出席依頼があり、当協会の正副理事長及び専務理事が出席し、「輸入酒類市場の現状と日本洋酒輸入協会の立場」並びに「輸入酒免許拡大に対する日本洋酒輸入協会の立場」について説明した。

昭和６２年１０月６日、１６日　成田空港検疫所担当官が来会。６２年度ボージョレー・ヌーボーの検疫について打合せを行った。続いて１０月２７日には成田空港検疫所にて「ボージョレー・ヌーボーの輸入時の手続等に関して」の説明会を行った。

１９８８年（昭和６３年）3月１５日開催の第３０１回理事会にて「協会のシンボルマーク」を協議・制定

「協会シンボル・マーク」の制定について、昭和６３年４月１４日輸入記者クラブへの[ニュース　リリース]より転載

「当協会では６２年度事業計画の一環として「協会シンボル・マーク」を制定し、今後の活動に有効に活用して行こうとの考え方をＰＲ委員会にて纏め、予てよりその作業を進めて参りました。　同マーク作成については、単にプロに任せてしまうのではなく、当協会会員に、より密着したものにする為、昨年１０月に会員各位に応募方お願い致しましたところ、多数のご参加を頂きました。

優秀作品の選考については､応募作品いづれも甲乙つけがたく難航を極めましたが、さる３月２９日開催いたしました第３０１回理事会における最終審査の結果、次の通りの優秀並びに佳作作品が選ばれました。

優秀作品	１点	株式会社　高島屋	出品作品
佳作作品	２点	株式会社　大丸	〃
		国分　株式会社	〃

上記の結果､｢協会シンボル･マーク｣は優秀作品である高島屋作品に決定致しました。

そのデザインを別添マーク清刷りの通り、本日ここに発表します。

因みに同デザインのコンセプトを申し添えます。

[ボトル（瓶）をモチーフに IMPORTER のＩを表現しております。また、デザイン中のボトルを表現している複数の線は「発展」「上昇」を暗示し、中央の円は協会会員の「確かな目」と「親睦・和」を表現しております。

THE JAPAN WINES AND SPIRITS IMPORTERS ASSOCLATION の頭文字ＪＷＳＩＡを略号としております]

平成元年８月２８日～９月６日の１０日間、スペイン　ヴェルデペーニャの原産地呼称管理委員会より同地におけるワイン収穫祭に招待され、ワイン副委員長等３名参加した。

平成元年１０月に創立３０周年記念式典を開催し、功労者表彰を行い会員に記念品を贈呈するとともに、１１月５日～１２日の８日間にわたって、創立３０周年記念事業としてアメリカ視察旅行を実施した。協会会員３３名の視察団を編制し、サンフランシスコのヴィニヤード社を見学し、ワイン・インスティテュートとの懇談会を持った。

カリフォルニアインスティチュートとの懇談会・視察団

１９９２年（平成４年）３月、「ＦＯＯＤＥＸ　ＪＡＰＡＮ　’９２」へ協会として初出展する。その後平成５年３月、６年３月と出展した。

FOODEX 会場 1992 年・キャンペーンガール

平成５年３月４日～１７日、日本貿易振興会（JETRO）の要請を受け、アルゼンチンへ「ワインの流通市場の情報提供及びぶどうの栽培・醸造等の技術指導」に当協会ワイン委員会のメンバー２名を、さらに平成９年２月２４日～３月９日には ODA（政府開発援助）事業の一環として、トルコ共和国へワイン委員長を派遣した。

アルゼンチンへ派遣された田中委員長・小阪田委員

アルゼンチンの街中スナップ

IGEME トルコ政府輸出促進センター

カッパドキア前・田中委員長（中央）と JETORO 所長

平成５年１１月１８日、１９日に東京銀座のコリドー街で「第１回銀座ボジョレ・ヌーボー・フェア」を開催、会員企業１４社が参加し試飲会を催し業界挙げてワインの拡販に努めた。

また、２６日、２７日には銀座ソニースクエアにおいて輸入酒約３５０本の展示を行うとともに試飲会を催し、会員各社から協賛された輸入酒や記念グッズを大量に提供するなど、輸入拡大キャンペーンを大々的に展開した「輸入酒フェア」を催した。

銀座ソニースクエアー「輸入酒フェアー」会場

平成１１年８月、酒類容器再利用問題の関連で、ボージョレー・ヌーボーの会員輸入数量の８５％を白ビンに変更し、環境問題への取組みを強化し、さらに、海外サプライヤーに、リサイクルし易い容器への改善を求める文書を発送し、日本のリサイクル問題への協力を要請した。

平成１１年１１月には、創立４０周年を記念して、記念式典を開催し功労者表彰や記念品の交付を行った。

平成１２年６月７日、V&S 展東京（東京ビックサイト）開催に際して、フラン

ス・ワイン＆スピリッツ輸出者連盟（FEVS)とのミーティング開催　FEVS 側出席者　ベルトランド　ドウヴィヤール FEVS 理事長、クロード ディタンジェ V&S 展会長、ニコラス オザナム FEVS 事務局長代理　協会側　竹山理事長他、副理事長、ブランデー委員会委員長、ワイン委員会委員長、空容器再利用委員会委員長代行、事務局が出席。

平成１２年、V&S 展東京（東京ビックサイト）での、ワイン・スピリッツ大学においてセミナーを開催しワイン委員長等による講演を実施した。

テーマは①「日本のワイン市場における輸入ワインの消費者クレームと品質管理」講師：小阪田ワイン委員会委員長　②「輸入酒類の空容器問題についてーそのコストと環境問題ー」講師：坂口空容器再利用委員会委員長代行。

平成１４年６月にも、VINEXPO　ASIA－PACIFIC２００２（東京ビックサイト）において協会主催のセミナーを開催した。テーマ「日本における輸入酒類の現状と諸規則への対策」講師：坂口捷男氏

２度のセミナーとも海外サプライヤーを対象に実施した。

平成１４年６月、Ｖ＆Ｓ展セミナー

平成１７年１１月には、前年に創立４５周年を迎えたことを記念し、会員に記念品を贈呈した。

会員メリットを高め、その利便に資するための施策の一環として、平成１６年１０月にホームページを開設し、平成２０年１１月にそのリニューアル※を行うとともに、ここ数年、協会活動の大きな柱の一つである講演会・講習会の開催にも積極的に取り組んできた。平成１４年～２０年の間、総会等に合わせて講演会を９回幅広いテーマで実施し、また、平成１８年～２１年に会員の日常の業務や実務に直結する講習会を関係官庁等から講師を招いて７回開催した。

※　リニューアルオープンから本年８月までの９ヶ月でのアクセス数は
　　１４，６００人、　１日平均５４人。

また、在日外国大使館等との情報交換や意見交換に努め、相互の円滑な意思疎通と情報収集を図った。

平成１９年７月５日在日フランス大使館経済部との意見交換会を開催し、経済公使以下経済部のスタッフと当協会の理事長を初めとして理事等との間で、我が国のワインの流通市場や消費動向について活発な討議が交わされた。

さらに、税制改正について、かねてから輸入通関手続の簡素・合理化を要求しているところであり、平成２０年度には、当協会が要求していた輸入特例申告における引取担保と延納担保との一本化が実現した。

２００８年（平成２０年）１月、第４８１回理・監事会にて協会創立５０周年記念事業プロジェクト立ち上げを議決した。

平成２１年１月２６日には在日ハンガリー共和国大使館のエルヌー・ボハール特命全権大使、参事官が来会。協会ワイン委員長他理事と意見交換会を実施した。

２００９年（平成２１年）５月１２日、第１００回定期総会開催。創立５０周年を迎えた。総会終了後出席会員全員で記念写真を撮った。

平成21年5月12日　日本洋酒輸入協会　第100回定期総会　於 第一ホテル東京

平成２１年５月２１日には、一昨年に引続き、フランス大使館経済部、ルイ・ミッシェル・モリス公使、バルドル参事官他農務官、商務官、ＳＯＰＥＸＡ専務理事が出席し、協会より理事長始め副理事長、ワイン委員長等が出席し意見交換を行った。

平成２１年５月２９日に消費者庁及び消費者委員会設置法等が可決・成立、９月１日から施行され、景表法が消費者庁に移管されたことに伴い、公正競争規約等について、所要の改正を行った。

後半の２５年間は、ジエチレン・グリコール事件に対する協会の組織を挙げての対応、海外視察団や技術指導員の派遣、輸入酒振興のための展示会の開催、在日大使館との情報交換会の実施など、協会活動を対外的にも対内的にも積極的に展開するとともに、関係官庁・団体との緊密な連携の下に飲酒環境の健全化や輸入酒類の安心・安全の確保等の社会的要請に応ずる取組みを推進した時代であった。

第三部　　年表

「日本洋酒輸入協会50年の歩み」

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
昭和34年 (1959年)		
3月	日本洋酒輸入協会（仮称）の創立趣旨書を発起人 9 社連盟で外貨割り当て保有者に送付、参加を要請する。 （9 社）ドッドウエル商会、東洋綿花（株）、（株）高島屋、（株）東横、（株）明治屋、江商（株）、旭興業（株）、ジャーディン・マセソン商会、ジンマーマン商会（イロハ順）	
4月 3日	創立総会を日本橋倶楽部（三越本店前）にて開催。 正会員39社、賛助会員（輸入酒類の日本代理店関係）10社	
4月 4日	懇親会を熱海（桜屋旅館）にて開催。 協会事務所を明治屋（京橋）に置く。 理事長 北村幸雄氏	
4月 5日	国税庁の要望により本協会の会則、名簿等を関係部署に配布するため提出。	
6月25日	昭和 34年度上期雑輸入品の内、酒類に関する外貨割り当て基準につきお願い （提出先 通商産業大臣）。	
9月15日	第 6 回理・監事会で会員の増員に伴う理・監事の定数増員を決定、理事 2 人追選と規約の改正を行う。又、将来専任事務局を置くことを決定。	
昭和35年 (1960年)		
1月21日	通産省の担当官より洋酒輸入用外貨割当申請は協会でとりまとめ一括申請するよう申し入れがあり、爾後この方式に変更。 北村幸雄理事長より奥井英十郎理事長に交替。	
5月18日	ウイスキー製造用モルト原酒輸入方式に関する陳情書 （提出先 通商産業省）	
11月 2日	第3回臨時総会の時点で会員数は45社となる。	
昭和36年 (1961年)		
4月 1日		**ビールの全面自由化**
4月26日	第 3 回定期総会において事務局設置の運営資金として昭和 35年度下期より 1＄につき 3 円のレートにより賦課金を徴収することにした。 今総会で役員の改選が行われ、無記名による選挙方式により上位16社を理・監事に決定した。	
6月 9日	昭和36年度上期酒類の外貨割当てに関するお願い（提出先 通商産業大臣）	
6月		輸入五社会（記者クラブ）発足。食糧醸界新聞社、食品新聞社、帝国飲食料新聞社、日刊食品通信社、日本食糧新聞社
12月	外貨割当ての増枠方のお願い（提出先 通商産業省通産局長）	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
昭和 37 年 (1962 年)		
4 月 1 日		酒税に従価税制度を新設。その他発酵酒のうち清酒、濁酒全面自由化。
4 月 20 日	昭和 37 年度上期雑輸入品の内、酒類に関する外貨割当て方の早期発券につきお願い（提出先　通商産業大臣）	
10 月 1 日		その他蒸留酒（**ラム、ウオッカ等）全面自由化**。その他発酵酒のうち、りんご酒、なし酒、ミード酒等も全面自由化。
昭和 38 年 (1963 年)		
1 月 10 日	外国産酒類の輸入自由化に対処し、国内流通市場安定策に関するお願い（提出先　大蔵大臣）。	
4 月 23 日	協会の体質強化のため事務局を設置し、事務局長　片山義雄氏を任命。	
7 月 12 日	新協会事務所を京橋の「石橋ビル」に置く。	
9 月 19 日	会員名簿を作成し全会員に配布。	
10 月 14 日	ぶどう酒の酸化防止剤の許容量についてのお願い（提出先　厚生省環境衛生局長）	
昭和 39 年 (1964 年)		
1 月 13 日	海外旅行者の洋酒持込み制限に関する陳情書（提出先　大蔵省主税局長、大蔵省関税局長）	
2 月 10 日	ウイスキー増枠の割当てに関する陳情書（提出先　通商産業省通商局長）	
2 月 20 日	昭和 39 年度上期ウイスキー・ブランデー及びジンの割当てに関する陳情書（提出先　通商産業省通商局長）	
4 月 1 日		旅客携帯品免税基準　洋酒は 3 本　（以前は 6 本）
昭和 40 年 (1965 年)		
4 月	奥井英十郎理事長より橘田巌夫理事長に交替。	
昭和 41 年 (1966 年)		
5 月 24 日	東京高島屋にて輸入洋酒に関する「ディスプレイ展」開催　（期間 41.5.24～41.5.29）。	
6 月 7 日	大阪　大丸にて同様の「ディスプレイ」展開催（期間　41.6.7～41.6.12）。	
昭和 42 年 (1967 年)		
4 月 11 日	昭和42 年度上期ウイスキー及びブランディーの割当てに関する陳情書（提出先　通商産業省　通商局長）	
9 月 18 日	昭和42 年度下期ウイスキー及びブランディーの割当てに関する陳情書　（提出先　通商産業省　通商局長）	
昭和 43 年 (1968 年)		
1 月 10 日	酒税改正に対する陳情書（提出先　大蔵省　主税局税制第二課長）	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
5月 1日		ビール、ウイスキー類、スピリッツ類、雑酒のうち発泡酒の従量税率引上げ、ウイスキー220％、ブランデー120％、220%の従価税率新設。
昭和43年(1968年)		
8月	事務所が手狭なため、現在の天徳ビル(虎の門)に移転。	**ジン全面自由化**
昭和44年(1969年)		
4月 1日		**バーボン全面自由化**
10月 1日		**ブランデー、リキュール全面自由化**
昭和45年(1970年)		
2月		**ワイン全面自由化**
3月13日	「輸入洋酒便覧」発刊	
5月 8日	第22回定期総会において理事長の交替。 橘田巌夫理事長より杉谷隈男理事長へ交替。	
8月	ウイスキーの自由化に関し実施の時期決定に格別のご配慮方お願い (提出先　大蔵大臣、通商産業大臣)	
8月 6日	輸出入取引法に基づく輸入組合設立準備委員第1回会合	
10月23日	第1回輸入組合設立発起人会開催 (発起人は協会の理事及び監事)	
昭和46年(1971年)		
1月 1日		**ウイスキーの全面自由化**
2月27日	公正取引委員会経済部団体課に当協会の設立届を提出。 (提出遅延理由書を添付)	
4月 1日		ウイスキー類1級2級の従価税制度新設
7月15日	第137回理監事会において専務理事を石川民三氏に決定。	
7月23日	日本洋酒輸入組合創立総会開催(於　赤坂東急ホテル)	
8月10日	第1回日本洋酒輸入組合役員会開催 (正･副理事長は協会役員と同じ)	
8月12日	ウイスキーの関税引下げ陳情書　(提出先　大蔵大臣)	
10月27日	日本洋酒輸入組合設立認可申請書を東京通産局通産課に提出するも、最終的には当局の認可を得られず、設立を断念するに至る。	
昭和47年(1972年)		
	輸入団体連合会結成の会合に参加。	
3月 7日	酒税法第22条の2第1項に規定する政令に関する件 (提出先　大蔵大臣)	
4月 1日		ワイン原酒、ウイスキー(原酒、ボトル)、ブランデー原酒の関税引下げ

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
5月15日		沖縄、本土へ復帰。
6月23日	日本輸入団体連合会創立総会開催 (於　ホテル　オオクラ)　(明石理事長代行、石川専務理事出席)	
7月23日		「英ポンド」変動相場制を採用、1 英ポンド￥802.56 より￥760.21に。
9月15日		従価税　適用容量100ml以下を200ml以下に改正。
9月28日	「輸入酒の壜に貼付する酒税証紙、酒類表示及び「スティッカー」等の簡素化について」陳情書(提出先　大蔵大臣、厚生大臣、通商産業大臣、国税庁長官)	
9月29日		日中国交回復
10月 1日		商標権侵害に対する輸入差し止め措置の改定が行われる。
11月22日		関税一律20%引下げ
12月27日	ウイスキーの税率改正案反対に関する陳情書 (提出先　大蔵大臣)	
昭和48年 (1973年)		
2月18日		「米ドル」変動相場制を採用、1 米ドル￥308 より￥266.13に。
4月19日	通産省通商局長、企業局長より「円高相場による輸入品価格低下の消費者価格への反映について」協力要請あり。	
4月26日	通産省通商局長、企業局長より「円高相場による輸入品価格低下の消費者価格への反映について」協力要請あり。	
6月13日	第 157 回理監事会において税制対策委員会、洋酒便覧編集委員会(後の PR 委員会)、財政委員会、流通機構調査委員会の 4 委員会を設置。	
11月13日	ぶどう酒の添加物としてのソルビン酸の使用のお願い (提出先　厚生大臣)	
12月 7日	輸入ウイスキーに対する公平な課税方法による改正要望 (提出先　大蔵大臣、大蔵省主税局長、国税庁長官、自由民主党税制調査会長、自由民主党税制調査会事務局長)	
昭和49年 (1974年)		
7月 1日	「洋酒輸入便覧」の改訂版発刊	従価税非課税限度額の引上げ
7月31日	当協会会報第1号発行	
8月 1日		**酒税証紙貼付廃止実施**
9月24日	公正競争規約準備委員会設置	
10月16日	第 3 回公正競争規約準備委員会で公正競争規約(案)の作成に入る。	
11月26日	国産洋酒メーカーの酒税法改正陳情に対する洋酒輸入業者よりのお願い(提出先　大蔵大臣、大蔵省主税局長)	
12月 9日	日本ワイナリー協会の酒税法改正要望陳情に対し、ワイン輸入業者よりのお願い(提出先　　大蔵大臣)	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
12月19日	酒税法改正に対する要望（提出先　大蔵大臣）	
昭和51年（1976年）		
1月10日		酒税従量税率の引上げ
7月 1日		リキュール類の「その他のもの」の従価税非課税限度額の引上げ
8月23日	輸入酒類の添加物検査について東京、羽田、横浜の厚生省食品衛生監視事務所担当官による説明会開催（於　ホテルパシフィック）。	
12月 7日	輸入洋酒の増税反対について陳情書（提出先　大蔵大臣，大蔵省主税局長、国税庁長官）	
昭和52年（1977年）		
6月 2日	鈴木芳昭事務局長就任	
6月30日	片山義雄事務局長退職	
8月30日	参議院物価等対策特別委員会に杉谷理事長、本間副理事長参考人として出席、輸入洋酒類の円高問題について説明を行う。	
昭和53年（1978年）		
3月 4日		関税約 12.5％引下げ（ビール、ワイン原酒等の除く）
5月 1日		酒税従量税率の引上げ
9月 1日	事務局強化のため、野田常務理事就任。	
11月 6日	円高差益の消費者価格への反映について通産省産業政策局物価対策主催のヒアリングに石川専務理事出席。	
11月 9日	第38回臨時総会において当協会の会則一部改正。	
昭和54年（1979年）		
6月13日	S.W.A のビューシャー専務理事並びに英国大使館松村氏と正・副理事長、各委員長並びに事務局と懇談。	
6月18日	酒税関係法令にかかる改正要望事項について（提出先　国税庁間税部長）	
6月18日	「従価税の非課税最高限度額の改正についてのお願い」の要望（提出先　大蔵省主税局長）	
10月 3日	公正競争規約説明会開催（東京地区　於　酒造会館）	
10月 5日	公正競争規約説明会開催（大阪地区　於　大阪東急イン）	
10月 8日	「ウイスキーの表示に関する公正競争規約について」海外関係団体に連絡（バーボンウイスキー協会、カナディアンウイスキー協会、アイリッシュウイスキー協会宛）。	
11月27日	第41回臨時総会に於いて年会費及び賦課金の改正が承認される。	
12月17日		「酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」及び「同施行規則」が認定及び承認される。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
12月25日		「酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」告示 （公正取引委員会告示59号）
昭和55年（1980年）		
1月 1日		同上「規約」及び施行規則」施行
1月22日	「ウイスキーの最高税率適用限度額の改正について」の要望（提出先 大蔵省主税局長）	
3月27日		酒類業における景品類の提供に関する事項の制限告示
3月31日		ウイスキー類 220%適用従価税非課税限度額引上げ
4月 1日	S.W.A のビューシャー専務理事とウイスキーの表示に関して正・副理事長及び各委員長と懇談。	テーブルワインの関税引下げ（漸減方式採用 3段階に）
4月 2日	同上 S.W.A のビューシャー専務理事とウイスキーの表示問題に関して公正取引委員会と事務局を交え懇談。	
5月20日	第42回定期総会において協会会則の一部改正	
5月20日	公正競争規約準備委員会を解散し、輸入酒類公正取引協議会を設立する。	
7月28日	「輸入酒類の表示に関する公正競争規約の制定についてのお願い」（陳情）（提出先 国税庁間税部長、公正取引委員会事務局取引部長）	
7月30日		「輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約」及び「同施行規則」が認定および承認される。
8月 7日		「輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約」告示 公正取引委員会告示第 23号）
10月 1日		同上「規約」及び「施行規則」施行
10月28日	酒税法等に関する要望書（提出先 大蔵省主税局長、大蔵省関税局長、国税庁長官、税制調査会々長、自由民主党政務調査会々長）	
昭和56年（1981年）		
1月 1日		関税評価に関する協定が発効
4月22日	手持品課税の実施にかかる要望事項について（提出先 国税庁間税部酒税課長）	
5月 1日		酒税従量税率の引上げ
10月 1日		果実酒の「その他のもの」及びリキュール類（発泡性を有するものを除く）の従価税非課税限度額引上げ

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
昭和 57 年 (1982 年)		
3 月 7 日		「輸入ビールの表示に関する公正競争規約」及び「同施行規則」が認定及び承認される。
3 月 12 日		「輸入ビールの表示に関する公正競争規約」告示
4 月 1 日		同上「規約」及び「施行規則」施行
4 月 1 日		テーブルワインの一部及びウイスキー(原酒、ボトル)の関税引下げ
7 月 23 日	景品として提供するカレンダーの取り扱いについて(提出先　公正取引委員会事務局取引部景品表示指導課長)	
昭和 58 年 (1983 年)		
3 月 17 日	酒類輸入販売業の景品規約の研修会開催　(於　キャッスル)	
4 月 1 日		ブランデー(原酒、ボトル)の関税引下げ
4 月 14 日	ブランデーの関税引下げにかかる消費者還元について企画案の説明会開催	
5 月 1 日	「輸入洋酒総覧」発刊	
5 月 25 日	「フランス・ブランデー・メルシーキャンペンー」について業界紙記者に発表	
6 月 15 日	予定に従い「フランス・ブランデー・メルシー・キャンペーン」実施される。	
7 月 20 日	第 250 回理監事会において理事長の交替発表(杉谷隈男理事長より山本　壽理事長に)	
8 月 7 日	「フランス・ブランデ・メルシー・キャンペーン」について東京テレビ 12ch のサンデー情報で紹介される。	
8 月 24 日	日経ビジネスに掲載した「フランス・ブランデー・メルシー・キャンペーン」の告知広告が「アド・インパクト賞」を受賞、本間副理事長表彰式に出席。	
9 月 1 日	「フランス・ブランデー・メルシー・キャンペーン」の抽選会開催(　於　銀座モルチェ)	
10 月 19 日 ～ 10 月 26 日	「フランス・ブランデー・メルシー・キャンペーン」ボンジュール・パリ賞当選者のフランス旅行実施(オピニオンリーダー渡辺文雄氏同行)同時に当協会代表者のフランス視察旅行を実施。	
昭和 59 年 (1984 年)		
2 月 15 日	第 254 回理監事会にて協会創立 25 周年記念行事の実施を決定。	
3 月 12 日	酒税関係法令通達について要望事項(提出先　国税庁間税部酒税課長)	
3 月 14 日	協会創立 25 周年記念行事準備委員会を設置。	
4 月 11 日	「酒類の種類等の表示に関する承認等の取扱要領」の改正についての要望事項について　(提出先　国税庁間税部酒税課長)	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
4月12日		酒類の種類表示事項及び表示方法等が承認制から届出制に変更（施行 59･5･1 付）（税関番号及び記号の廃止）。
5月 1日		酒税従量税率引上げ
10月 1日		果実酒及びﾘｷｭｰﾙ類の従価税非課税限度額引上げ
11月 7日	創立25周年祝賀会開催 （湯本冨士屋ホテル）	
昭和60年（1985年）		
3月19日	鈴木事務局長逝去	
4月 1日		ﾜｲﾝの関税引下げ（ｼｬﾝﾊﾟﾝその他のｽﾊﾟｰｸﾘﾝｸﾞﾜｲﾝ、原料ﾜｲﾝ、ｼｪﾘｰ、ﾎﾟｰﾄ等、ﾃｰﾌﾞﾙﾜｲﾝ）
4月15日	EXECUTIVE DIRECTOR of S.W.A　ﾃｨﾑ･ｼﾞｬｸｿﾝ氏と協会役員会同	
5月16日	第52回定期総会に於いて石川民三氏専務理事を退任。	
7月15日	ﾜｲﾝにｼﾞｪﾁﾚﾝｸﾞﾘｺｰﾙ混入事件発生。	
8月 1日	専務理事に谷　領次氏就任	
11月 2日	東京銀座ｿﾆｰｽｸｴｱｰに於いて「ﾄﾞｲﾂﾜｲﾝ販促ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ」を展開。	
昭和61年（1986年）		
2月	酒税制度改正等に関して、ｽｺｯﾁｳｲｽｷｰ協会理事長と当協会正･副理事長が懇談。	
6月12日	松永泰彦 事務局長就任	
7月	酒税制度改正等に関して、ＥＣ委員会事務局代表駐日ＥＣ代表部に於いてﾐｰﾃｨﾝｸﾞを持つ。	
昭和62年（1987年）		
4月 1日		定率法･関税暫定措置法改正（3月 27 日法案成立、4月 1日より関税引下げ実施）
4月30日	「ｿ連原発事故に係る輸入食品の放射能検査について」会員各位に発信。	
5月19日	第56回定期総会　（於　ホテル　ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟﾚｽ）	
5月25日	第293回理事会にて副理事長を3社に強化する。委員会については従来の流通機構調査委員会を、ウイスキー委員会、ブランデー委員会、ﾜｲﾝ委員会、ｽﾋﾟﾘｯﾂ･ﾋﾞｰﾙ委員会の 4 委員会に分け、発展的解消。従来からの財政委員会、税制対策委員会、PR 委員会7委員会とする。	
6月 1日		中国で偽ﾜｲﾝ（ﾒﾁﾙｱﾙｺｰﾙ入り）が大量に出回り 33 人死亡。6,000 人以上が中毒。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
7月 6日	SWA(英国スコッチ協会) 広報担当トニータッカー氏来会。当協会正･副理事長と会談。	
7月 7日	国会酒販問題懇話会より、同会正副会長会への「出席依頼」があり、当協会より、正副理事長及び専務理事が出席。「輸入酒類市場の現状と日本洋酒輸入協会の立場」並びに「輸入酒免許拡大に対する日本洋酒輸入協会の立場」について説明。	
9月18日	第1回 PR 委員会が開催され、「協会シンボル･マークの制定」について協議する。	
10月 6日	成田空港検疫所担当官来会 62 年度ボジョレー･ヌーボー検疫について打ち合わせ	
10月16日	成田空港検疫所担当官来会 62 年度ボジョレー･ヌーボー検疫について打ち合わせ	
10月27日	成田空港検疫所「ボジョレー･ヌーボーの輸入時の手続き等に関して」の説明会を行う。	
12月 1日	理事長(山本 壽)、中央酒類審議会臨時委員に任命される。	
昭和63年(1988年)		
3月15日	第301回理事会にて「輸入酒にかかる酒類業組合設立計画概要案」審議	
	第301回理事会にて「協会シンボル･マーク」協議･制定	
平成元年(1989年)		
4月 1日		酒税法等の改正(**従価税及び級別制が廃止**)これにより、輸入洋酒の価格が下がった。
8月28日	スペイン ヴェルデペーニャの原産地呼称管理委員会より同地に於けるワイン収穫祭に招待される。 参加者理事長会社 坂口氏、ワイン副委員長 日酒販 西島氏、協会事務局 谷専務理事 10日間	
10月	創立30周年記念式典	
11月	創立 30 周年記念行事として、カリフォルニア･ワイン視察団を派遣。	
11月		ボジョレー･ヌーボー･ワイン輸入量激増
平成2年(1990年)		
4月	ボジョレー･ワイン生産者連盟代表と、当協会ワイン委員長等がボジョレー･ヌーボーワインの解禁日について協議	
5月15日	理事長 山本 寿氏より竹山 満氏に交替。 (第326回理･監事会、第62回定期総会)	
平成3年(1991年)		
3月	「空容器再利用委員会」発足	
4月		スコッチウイスキー「輸出証明書制度」を導入。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
9月	「公正競争規約」を改正。　景品類の提供の制限枠が緩和される。	
平成4年 (1992年)		
3月	「FOODEX JAPAN　'92」へ当協会として初出展	
4月	一部イタリア産ワインにメチルイソチオシアネート混入事件発生。協会の迅速、正確な情報提供により適切な対応が行われる。	
7月	竹山理事長、フランス政府より「MERITE　AGURICOLE」農事勲章を授与される。	
平成5年 (1993年)		
3/4～ 3/17	日本貿易振興会（JETRO）の要請を受け、アルゼンチンへ「ワインの流通・市場の情報提供及びぶどうの栽培・醸造等の技術指導」にワイン委員長　田中氏及びメルシャン　小阪田氏を派遣。	
3月	「FOODEX JAPAN　'93」へ出展	
6/13～ 6/21	酒類業中央団体連絡協議会「欧州酒類事情視察」を実施（主にリサイクル問題）　当協会はリサイクル担当の明治屋坂口氏が参加。	
7月29日	谷　専務理事退任	
8月　1日	住吉　功専務理事就任	
11/26～ 11/27	銀座ソニースクエアーにて「輸入酒フェアー」開催（円高に伴う差益還元として、試飲及び抽選会を実施）	
平成6年 (1994年)		
3月	「FOODEX JAPAN　'94」へ出展	
平成7年 (1995年)		
1月17日		阪神大震災発生　死者　5,500人強
平成8年 (1996年)		
4月		公正取引委員会　景品類の提供に関する「一般告示」を緩和。
平成9年 (1997年)		
2/24～3/9	ジェトロよりＯＤＡ（政府開発援助）事業の一環として、トルコ共和国へワイン専門家派遣の要請があり、ワイン委員長の田中康博氏を派遣。	
5月	公正取引委員会　景品類の提供に関する「一般告示」の緩和を受け、輸入酒類の「景品規約」を「一般告示」に準じ、改正。	
平成10年 (1998年)		
4/15～ 4/20	竹山理事長、イタリア外務省の招待で、イタリアワインフェアー「Vinitaly」を視察。	
1～12月		赤ワインブームで赤ワインの輸入が異常な伸びをする。赤ワインに含まれるポリフェノールが健康に良いと評判になった。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
平成 11 年 (1999 年)		
6 月 1 日	竹山理事長、社団法人「日本輸入団体連合会」の理事に就任。	
6 月 29 日	竹山理事長、SOPEXA より「レ・ピリエ・シャブジリアン ワイン騎士号」を授与される。	
8 月 1 日	高木 清志氏 専務理事に就任。	
8 月	酒類容器再利用問題の関連で ①ボジョレー・ヌーボーの会員輸入数量の 85%を白ビンに変更し、環境問題への取組みを強化。 ②海外サプライヤーに、リサイクルし易い容器への改善を求める文書を発送し、日本のリサイクル問題への協力を要請した。	
9 月 12 日	元理事長 杉谷 隈男氏逝去	
11 月 1 日	竹山理事長、中央酒類審議会臨時委員に再任。	
11 月 9 日	創立 40 周年記念式典・功労者表彰	
平成 12 年 (2000 年)		
5 月 26 日	「輸入ウイスキー」並びに「輸入ビール」の表示規約施行規則の一部変更についての承認方申請書を公正取引委員会に提出。	
6 月 6 日	「輸入ｳｲｽｷｰ」の表示規約施行規則の一部変更について、公正取引委員会より承認下付	
6 月 6 日	「V&S 展東京」ワイン・スピリッツ大学におけるセミナー開催 (東京ビッグサイト) テーマ ①「日本のワイン市場に於ける輸入ワインの消費者クレームと品質管理」 講師 小阪田ワイン委員会委員長 ②「輸入酒類の空容器問題について－そのコストと環境問題－」 講師 坂口空容器再利用委員会委員長代行	
6 月 7 日	フランス・ワイン＆スピリッツ輸出者連盟 (FEVS)とのミーティング開催 FEVS 側出席者 ベルトランド ドウヴィヤール FEVS 理事長、クロード ディタンジェ V&S 展会長、ニコラス オザナム FEVS 事務局長代理 協会側 竹山理事長、森副理事長、江頭副理事長、肥後ブランデー委員会委員長、小阪田ワイン委員会委員長、坂口空容器再利用委員会委員長代行、高木専務理事、松永事務局長	
6 月 8 日	ドイツ連邦農林食糧省幹部 第一局第十一部長 フリッツ ヨハネ氏他 理事長を表敬訪問。	
6 月 21 日	「輸入ビール」の表示規約施行規則の一部変更について、公正取引委員会より承認下付。	
6 月 30 日		公正取引委員会、「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」(現行運用基準の見直し)を公表。
11 月 6 日	東京コマンドリー・ド・ボルドー騎士団授与式にて、竹山理事長「サン・テミリオン・ジュラード騎士団」の一員に任命される。	
11 月 30 日	松永泰男事務局長退職，後任 繁原達男事務局長が就任。 (11/1 付)	
12 月 26 日		国税庁「酒類における有機等の表示基準」を告示(第 7 号)。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
平成13年 (2001年)		
3月15日	ドイツワイン基金･副総裁クリスチャン･アダムス氏 当協会来会	
4月17日	「酒類ガイドライン」説明会 講師 公正取引委員会事務総局取引部取引企画課 課長補佐 岩成博夫氏 場所 第一ホテル東京	
9月10日		牛海綿状脳症（ＢＳＥ）が疑われる牛が発見される。
10月19日	関税評価制度等について説明会開催 講師 東京税関調査保税部 統括調査官磯崎正海氏、簡易申告管理官高橋真澄氏、同上席調査官小野幸夫氏	
12月12日		「未成年者飲酒禁止法」一部改正
平成14年 (2002年)		
2月21日	業酒連（全国酒類業務用卸連合会）より、当協会に業務用酒類に関する「容器リサイクル･リユースの確立」についての要望書を持参。	
2月22日	「税制改革を巡る状況」についての説明会開催 講師 財務省主税局税制第三課 課長補佐 吉田寿彦氏	
4月 1日		関税定率法及び関税暫定措置法の一部改正する法律施行 平成14年度に輸入される**「ウイスキー等の蒸留酒」、「発泡酒」、及び「ビール」の関税が無税**となった。
6月 5日	「ドイツワイン基金」アルミン･ゲーリング総裁、理事長訪問（明治屋本社）	
6月 6日	「VINEXPO ASIA -PACIFIC 2002」にてセミナー開催 テーマ「日本における輸入酒類の現状と諸規則への対策」 講師 坂口捷男氏 (株)明治屋国際事業本部 副本部長 場所 東京ビッグサイト セミナールーム101号室	
12月10日	竹山理事長、協会として果実酒(ワイン）の増税案に対し反対を表明。	財務省主税局、自民党税制調査会に「平成15年度 酒税改正案」を提示。
12月13日		与党3党「平成15年度 税制改正大綱」を発表。 酒税改正案「ビールと発泡酒」、「清酒とワイン」、「清酒と合成清酒」「リキュール類と甘味果実酒等」の間の税負担格差の4分の1を縮小。し、平成15年5月1日から実施。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
平成15年 (2003年)		
4月 1日	「日本貿易会」入会	
4月 1日		「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について」国税庁長官通達
4月24日	名古屋中村保健所より 「輸入酒の化粧箱（カートン）に中身商品の表示事項が記載されてない」と指摘あり。	
5月 1日		発泡酒･果実酒･合成清酒･甘味果実酒･その他の雑酒（その他の物）等増税
5月23日		「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」が公布される。
6月12日	「高アルコール度数の輸入酒類」の表示について東京消防庁より要望書を受領 容量比 67.0 度以上の輸入酒類を消防法上の危険物（第四類アルコール類）と見なす事等を決める。	
7月10日		公正取引委員会「ノンアルコール飲料」の表示について要望書受領
9月 1日		酒税法一部改正 酒類販売免許条件緩和 **人口基準廃止**
11月20日		2003 年産ボジョレー･ヌーボー解禁。 当年のB･ヌーボーは100年に一度という程の良質の出来であった。
平成16年 (2004年)		
3月25日	第31回PR委員会にて協会のホームページ開設についての検討会開催	
3月31日	第 446 回理･監事会（於：キャッスル）にて理事長交替発表 竹山 満氏から米井元一氏(明治屋顧問)	
5月20日		日本洋酒酒造組合、日本ワイナリー協会は「妊産婦の飲酒に対する注意表示」について発表。ビール酒造組合も既発表済。但し、各社の自主表示で開始時期は準備が整い次第。
5月27日		独立行政法人 酒類綜合研究所創立 100 周年記念式典行われる(広島)。
5月28日	米井理事長 、明治屋の株主総会･取締役会にて 代表(取)社長就任。	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
6月17日	第 448 回理事会にて、「妊産婦の飲酒に対する注意表示について」会員の自主的判断によるが、注意表示を行うこととした。表示内容「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」	
6月17日	竹山前理事長、公正取引委員会委員長表彰を受章　受章理由「公正競争規約の適正な運用に尽力されるとともに、酒類輸入販売業における公正な競争の確保に多大な貢献をされた。」	
7月28日	米井理事長・輸入記者会(8 社)共同会見。　就任後初の会見で、協会の基本方針及び抱負を語る。	
8月20日		厚生労働省　「食品衛生法に基づき表示される文字の大きさについて」昭和44年8月通知の一部改正　活字の大きさは6号活字(7.5ポイント)以上の大きさから 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすることとなった。
9月17日		2004/9/17ＦＴＡ(日本・メキシコ)締結(日本・メキシコ経済連携協定)　テキーラの関税撤廃　発効　平成17年4月1日
10月 1日	日本洋酒輸入協会のホームページ開設 URL　http://www.youshu-yunyu.org	
10月 5日		厚生労働省　8月20日通知の改正案提示　国税庁、酒類業界(酒中連)からの申し入れもあり、JAS 法の対象とならない酒精飲料、添加物等の食品の表示に用いる文字については、当分の間、原則として6号(7.5 ポイント)活字以上の大きさの活字とすることとなった。
10月23日		17:56　新潟県中越地方地震発生　震度6度
平成17年 (2005年)		
2月		「容器包装ﾘｻｲｸﾙ法」の見直しの検討。　平成12年制定後10年経過で見直し
4月 1日		日本・メキシコＦＴＡ協定発効
4月 1日		ペイオフ解禁
4月 1日		個人情報保護法施行

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
6 月 29 日	公正取引委員会「輸入ビールの表示に関する公正規約」の一部変更について認定される（公取消第 68 号）＜賞味期限＞。	
6 月 29 日	公正取引委員会「輸入ビールの表示に関する公正競争規約施行規則」の一部変更を承認される（公取消第 77 号）＜賞味期限＞。	
6 月 30 日	高木　専務理事退任	
7 月 1 日	高橋　利郎専務理事就任	
7 月 21 日		中国人民元 2%切り上げ
8 月 4 日	協会ホームページ英語版開設	
9 月 22 日	第 459 回理事会にて協会会則一部改正承認	
10 月 1 日	酒類の広告･宣伝に関する自主基準の改正	同左　飲酒に関する連絡協議会
11 月 9 日	第 93 回臨時総会にて、全会員並びに輸入記者会メンバーに創立 45 周年記念品を贈呈。　　パーカー万年筆ソネットブルー	
平成 18 年 (2006 年)		
2 月 21 日	ポジティブリスト制度についての講習会開催 於：新宿リステルホテル 講師：厚労省医薬食品局輸入食品安全対策室　田中専門官	
3 月 15 日	フランス食品関係産業省庁間調整担当フォリシェ副大臣来日。米井理事長と明治屋本社にて会談。	
4 月 27 日		公正競争規約にある「オープン懸賞告示」（昭和 46 年公正取引委員会告示第 34 号）を廃止。
5 月 1 日	ワイン、甘味果実、リキュール、スピリッツ増税、ウイスキー、ブランデー、ビール、清酒減税。　ワインの度数表示について変更	･酒税法一部改正･酒類の定義及び種類が改正（酒税増減税）　従来の 10 種類が 4 種類･17 品目になる。発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類。 ･酒類の広告･宣伝等に関する自主基準施行（酒類業中央団体連絡協議会･飲酒に関する連絡協議会）
5 月 29 日		厚労省　生鮮食品･加工食品の残留基準「ポジティブリスト制度」スタート
8 月 28 日	公正取引委員会「輸入ビールの表示に関する公正規約」の一部変更について認定される（公取消第 135 号）＜酒税法一部改正に伴う変更･アルコール度数表示等＞。	
	公正取引委員会「輸入ビールの表示に関する公正競争規約施行規則」の一部変更を承認される（公取消第 140 号）＜酒税法一部改正に伴う変更＞。	
8 月 28 日	公正取引委員会「輸入ウイスキーの表示に関する公正規約」の一部変更について認定される（公取消第 136 号）＜酒税法改正に伴う変更。品目、アルコール度数表示等＞。	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
	公正取引委員会「輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約施行規則」の一部変更を承認される（公取消第 141 号）＜酒税法改正に伴う変更＞。	
9 月 1 日		酒類小売販売免許の実質自由化（付与用件として人的用件は残る。）
10 月 19 日	協会「事務局の就業に関する取り決め事項」を第 470 回理事会で決める	
10 月 31 日		酒税法改正に伴う表示事項の変更に関する旧表示の猶予期間終了
平成 19 年 (2007 年)		
2 月 23 日	輸入通関手続きに関する講習会開催　於：虎ノ門パストラル　講師　：財務省関税局業務課　新垣調査主任。　東京税関業務部通関統括　笠松上席審査官。	
3 月 7 日		「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の一部改正。「総付景品告示」（昭和 52 年公正取引委員会告示第 5 号）総付景品の最高額の引き上げ。1,000 円未満 100 円→200 円、1,000 円以上取引価額の 10 分の 1→10 分の 2
7月 5日	フランス大使館経済部にて意見交換会の場を持った。仏国大使館側よりヴァジョン公使他 10 名出席、協会より米井理事長、小阪田ワイン委員長他4名出席。	
9 月 3日		日本・チリＥＰＡ（経済連携協定）発効。ワインの関税 12 年間で撤廃。
10 月18日	第 479 回理事会にて平成 20 年度税制改正要望に「暫定税率設定期限切れ酒類に対する暫定税率延長」を追加決定する。	
10 月 18 日	公正取引委員会「酒類輸入販売業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約」の一部変更について認定される。公取消第 203 号 公正取引委員会「酒類輸入販売業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約施行規則」の一部変更について承認される。　公取消第 217 号	
11 月 2 日	輸入酒類業者に必要な関税・酒税法等についての講習会開催　於：東京ビビネスセンター　講師：東京税関ＡＥＯセンター　南里統括審査官	

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
平成 20 年 (2008 年)		
1 月 11 日		酒類の広告･宣伝等に関する自主基準一部改正
1 月 11 日	第 481 回理･監事会にて協会創立 50 周年記念事業プロジェクト立ち上げを議決。	
2 月 1 日	第 2 回講習会「輸入食品の安全確保について」 講師：厚労省医薬食品局検疫所業務管理室輸入監視係　大井係長 於：TKP 東京ビジネスセンター	
2 月 4 日	酒中連各団体代表と国税庁幹部とに意見交換会 於：　国税庁会議室	
2 月 25 日	第 2 回講演会「EU の発展と日本に及ぼす影響」　講師：中央大学経済学部田中素香教授　於：ホテルリステル新宿	
3 月 31 日		関税定率法等の一部改正（関税法 7 条の 8）　協会として従来より、簡易申告対象者に対して、「引取担保」と「延納担保」の一本化または自動切換えを要望していたが、原則「引取担保」の設定は必要が無くなった。ただし、税関長が必要があると判断した場合には引取担保の提供を求められる。
4 月 30 日		租税特別措置法（酒税関係）の改正　「酒場、料理店等を営む者については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において、自家製梅酒等を提供することができる。」特例措置が設けられた。
5 月 12 日		中国四川省で大型地震発生　死者 4 万人との報道。
5 月 15 日	第 98 回定期総会講演会　演題：「ワイン産地のぶどう畑と土質」 講師：東京大学理学系研究科名誉教授　武田　弘先生	
6 月 14 日		岩手･宮城内陸地震発生、震度 6 度強　阪神淡路大地震の 5 倍の規模　死者不明者 20 人強
6 月 30 日	高橋専務理事退任	
7 月 1 日	上田幾夫専務理事就任	
9 月上旬		事故米流通事件発覚（三笠フーズ）。九州の焼酎、清酒酒造会社 7 社が麹米として使用。各社事故米使用商品全量回収に動く。

年月日	協会関係事項	輸入洋酒関係事項
9月16日	第70回ワイン委員会。本年(2008年)産ボージョレー・ヌーボーの仏国側出荷解禁日は例年の11月第2木曜日から一週間早まって第1木曜となるとの情報があった。	
9月29日	Inter Beaujolais とＳＯＰＥＸＡにＢＮ出荷解禁日の変更について、仏文での要請文書を出す。	
10月下旬		アメリカ発、世界同時金融不安勃発。
11月12日	ホームページリニューアルオープン　会員専用ページを設ける。	
11月28日	第99回臨時総会講演会　演題:「ワイン産地のぶどう畑と土質:イタリア、カリフォルニアの例」　講師:東京大学理学系研究科名誉教授　武田　弘先生　場所:日本工業倶楽部	
12月　4日	平成20年度第1回講習会　テーマ「景品表示法の最近の運用状況及び景品表示法改正法案について」　講師:公正取引委員会事務総局取引部消費者取引課　規約指導調整官　内野雅美氏	
12月18日	第1回創立50周年事業実行委員会開催。 記念式典日程・会場候補検討。	米国政策金利0～0.25%に引下げ。　為替相場1ドル　88　円69銭
平成21年 (2009年)		
1月　8日	第490回理・監事会にて50周年記念行事日程等決定。 平成21年11月11日(水)・会場　日本工業倶楽部	
1月26日	ハンガリー共和国大使館　エルヌー・ボハール大使、ヴァールコニ・ガーボル参事官と意見交換会を行う。　協会藤野ワイン委員長・大類ワイン副委員長・山口理事長代行・事務局出席(協会会議室)	
2月12日	平成　20　年度第　2　回講習会開催　ＴＫＰビジネスセンター講師:東京税関業務部ＡＥＯセンター認定事業者管理官　南里修治氏　演題:我が国のＡＥＯ制度-セキュリティの確保と貿易の円滑化の両立-	
5月12日	第１００回定期総会　於:第一ホテル東京	
5月21日	フランス大使館経済部と協会が、ワインの市場等について意見交換会を行う。仏大使館より、ルイ・ミッシェル・モリス公使、商務参事官、農務官、商務官、sopexa　シャルル・デュラン専務理事他経済部の担当官が出席、協会より米井理事長、渡辺理事、木原理事、藤野ワイン委員長、山口理事、事務局(専務理事、繁原)出席。	
5月29日		消費者庁及び消費者委員会設置法可決・成立。施行9月1日
7月24日	酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準の一部改正。	
8月25日	公正取引委員会「酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の一部改正について認定(公取消第143　号)、「輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約」の一部改正について認定(公取消第　147　号)、「輸入ビールの表示に関する公正競争規約」の一部改正について認定(公取消第150号)	

酒類輸入通関統計推移(数量) 品目別合計表

(大蔵省関税局調)

関税番号	品　名	昭和46年		昭和47年		昭和48年		昭和49年		昭和50年		昭和51年		昭和52年		昭和53年		昭和54年		昭和55年		昭和56年		昭和57年		昭和58年	
		数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)	数量 (kℓ)	構成比 (%)
22.03-000	ビール	636	3.18	1,087	2.29	1,731	3.06	1,913	1.95	2,787	3.84	3,718	4.72	5,984	6.38	7,666	7.96	9,815	8.69	11,635	9.42	16,716	14.34	19,992	14.91	21,448	14.26
22.04-000	ぶどう搾汁(醗酵中のもの及びｱﾙｺｰﾙ添加以外の方法により発酵を止めたものに限る)	0	0.00	4	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1,030	1.10	2,554	2.65	2,447	2.17	4,125	3.34	2,703	2.32	5,267	3.93	6,442	4.28
22.05-100	ｼｬﾝﾊﾟﾝその他のスパークリングワイン	42	0.21	144	0.30	672	1.19	978	1.00	1,298	1.79	1,634	2.07	2,068	2.21	1,513	1.57	1,877	1.66	1,711	1.38	1,936	1.66	2,245	1.67	1,924	1.28
22.05-210	ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る)及びぶどう搾汁でｱﾙｺｰﾙ添加により発酵を止めたもの(容量が150ℓを超える容器に入れたもの)	0	0.00	0	0.00	9,640	17.05	27,727	28.29	10,760	14.82	9,916	12.59	14,110	15.05	11,419	11.86	13,354	11.83	19,206	15.54	17,212	14.77	19,956	14.89	27,334	18.17
22.05-291	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	92	0.46	180	0.38	209	0.37	342	0.35	247	0.34	256	0.33	307	0.33	286	0.30	399	0.35	340	0.28	407	0.35	473	0.35	300	0.20
22.05-299	ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る)及びぶどう搾汁でｱﾙｺｰﾙ添加により発酵を止めたもの(その他のもの)	1,466	7.33	3,148	6.63	6,600	11.68	8,594	8.77	5,243	7.22	6,212	7.89	8,343	8.90	7,653	7.95	11,919	10.56	11,072	8.96	13,105	11.24	14,450	10.78	17,140	11.40
2206-000	(ベルモットその他のぶどう酒)	1,249	6.25	1,182	2.49	**1,343**	2.38	1,862	1.90	1,387	1.91	1,499	1.90	2,021	2.16	986	1.02	1,153	1.02	1,398	1.13	1,576	1.35	1,576	1.18	1,478	0.98
22.07-100	清酒及び濁酒	0	0.00	27	0.06	4	0.01	0	0.00	1	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	34	0.03	54	0.04	14	0.01	26	0.02	25	0.02
22.07-200	りんご酒、なし酒、ミードその他の発酵酒	234	1.17	339	0.71	523	0.93	788	0.80	895	1.23	1,119	1.42	1,132	1.21	1,331	1.38	1,792	1.59	1,926	1.56	1,714	1.47	2,776	2.07	2,801	1.86
22.09-111	バーボンウイスキー原酒(ｱﾙｺｰﾙ分が50度以上のもの)(容量が2ℓに満たない容器に入れたものを除く)	0	0.00	15	0.03	62	0.11	221	0.23	309	0.43	344	0.44	2,047	2.18	27	0.03	65	0.06	339	0.27	342	0.29	244	0.18	691	0.46
22.09-112	ライウイスキー原酒(ｱﾙｺｰﾙ分が50度以上のもの)(容量が2ℓに満たない容器に入れたものを除く)	0	0.00	5	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	133	0.09
22.09-113	その他のウイスキー原酒(ｱﾙｺｰﾙ分が50度以上のもの)(容量が2ℓに満たない容器に入れたものを除く)	5,210	26.06	6,403	13.48	11,677	20.66	20,336	20.75	21,327	29.37	22,454	28.51	24,386	26.02	27,772	28.85	25,524	22.60	27,578	22.32	29,015	24.90	27,759	20.71	30,174	20.06
22.09-114	バーボンウイスキー	162	0.81	179	0.38	201	0.36	346	0.35	610	0.84	1,414	1.80	969	1.03	527	0.55	955	0.85	640	0.52	884	0.76	858	0.64	1,237	0.82
22.09-115	ライウイスキー	3	0.02	0	0.00	0	0.00	0	0.00	41	0.06	56	0.07	59	0.06	69	0.07	45	0.04	74	0.06	77	0.07	62	0.05	59	0.04
22.09-119	その他のウイスキー	3,569	17.85	5,062	10.65	14,197	25.12	19,880	20.29	21,853	30.09	22,442	28.50	23,802	25.39	25,949	26.95	32,223	28.54	31,195	25.25	16,393	14.07	22,629	16.88	21,530	14.32
22.09-121	ブランデー原酒(ｱﾙｺｰﾙ分が50度以上のもの)(容量が2ℓに満たない容器に入れたものを除く)ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすを蒸留したもの	671	3.36	507	1.07	1,539	2.72	2,016	2.06	237	0.33	756	0.96	928	0.99	1,845	1.92	2,360	2.09	2,790	2.26	3,764	3.23	3,922	2.93	5,127	3.41
22.09-122	ブランデー原酒(ｱﾙｺｰﾙ分が50度以上のもの)(容量が2ℓに満たない容器に入れたものを除く)その他のもの	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	44	0.06	160	0.17	14	0.01	14	0.01	37	0.03	48	0.04	216	0.16	290	0.19
22.09-123	ブランデーぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすを蒸留したもの	646	3.23	749	1.58	1,341	2.37	1,748	1.78	2,386	3.29	2,792	3.55	3,469	3.70	4,333	4.50	6,012	5.32	6,336	5.13	7,008	6.01	7,034	5.25	7,562	5.03
22.09-129	ブランデーその他のもの	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	121	0.15	119	0.13	92	0.10	54	0.05	52	0.04	75	0.06	48	0.04	76	0.05
22.09-130	ジン	593	2.97	869	1.83	500	0.88	451	0.46	152	0.21	204	0.26	367	0.39	295	0.31	254	0.22	262	0.21	264	0.23	373	0.28	388	0.26
22.09-142	ラム	4,870	24.36	26,569	55.92	4,240	7.50	7,636	7.79	2,050	2.82	1,435	1.82	575	0.61	664	0.69	644	0.57	762	0.62	906	0.78	1,032	0.77	950	0.63
22.09-149	あわ盛	180	0.90	74	0.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
22.09-149	その他の蒸留酒	101	0.51	169	0.36	226	0.40	337	0.34	225	0.31	235	0.30	269	0.29	341	0.35	392	0.35	703	0.57	796	0.68	779	0.58	1,124	0.75
22.09-210	ﾘｷｭｰﾙ	264	1.32	407	0.86	328	0.58	393	0.40	244	0.34	237	0.30	428	0.46	498	0.52	819	0.73	620	0.50	748	0.64	1,189	0.89	966	0.64
22.09-220	合成清酒及び白酒	0	0.00	0	0.00	0	0.00	21	0.02	4	0.01	16	0.02	96	0.10	416	0.43	726	0.64	624	0.51	775	0.67	1,073	0.80	1,130	0.75
22.09-230	その他のｱﾙｺｰﾙ飲料	6	0.03	396	0.83	1,492	2.64	2,404	2.45	571	0.79	1,846	2.34	1,064	1.14	29	0.03	43	0.04	76	0.06	63	0.05	88	0.07	66	0.04
	合　計	19,994	100.00	47,515	100.00	56,525	100.00	97,993	100.00	72,627	100.00	78,750	100.00	93,733	100.00	96,279	100.00	112,920	100.00	123,555	100.00	116,541	100.00	134,067	100.00	150,395	100.00

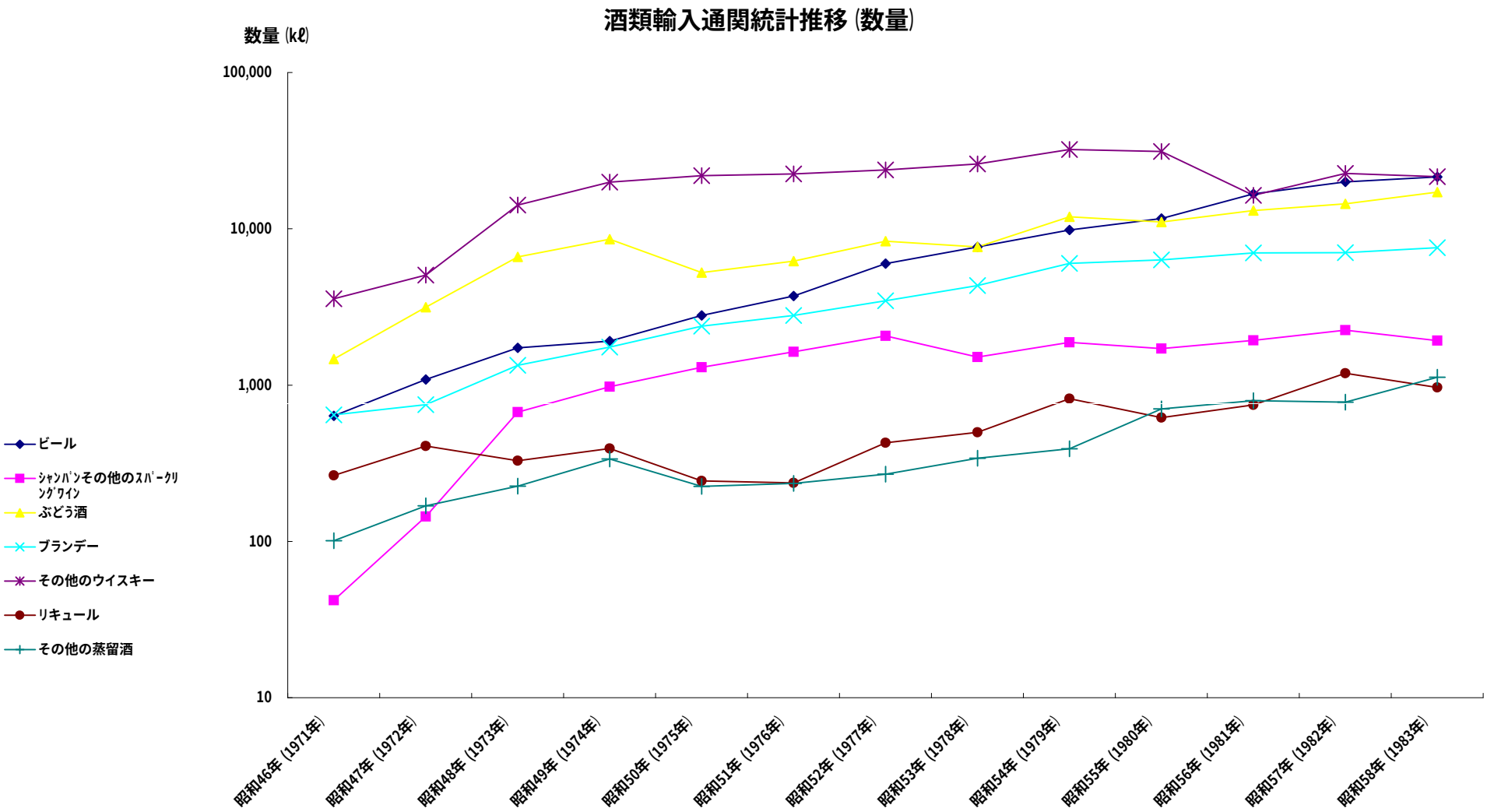
酒類輸入通関統計推移（数量）
数量（kℓ）
100,000
10,000
1,000
100
10
昭和46年（1971年）
昭和47年（1972年）
昭和48年（1973年）
昭和49年（1974年）
昭和50年（1975年）
昭和51年（1976年）
昭和52年（1977年）
昭和53年（1978年）
昭和54年（1979年）
昭和55年（1980年）
昭和56年（1981年）
昭和57年（1982年）
昭和58年（1983年）
ビール
ｼｬﾝﾊﾟﾝその他のｽﾊﾟｰｸﾘﾝｸﾞﾜｲﾝ
ぶどう酒
ブランデー
その他のウイスキー
リキュール
その他の蒸留酒

酒類輸入通関統計推移(数量)　品目別合計表

(財務省関税局調べ)

品目番号 品名	S59年(1984年)		S63年(1988年)		H元年(1989年)		H10(1998年)		H11年(1999年)		H12年(2000年)		H13年(2001年)		H14年(2002年)		H15年(2003年)		H16年(2004年)		H17年(2005年)		H18年(2006年)		H19年(2007年)		H20年(2008年)	
	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)	数量 (ℓ)	構成比 (%)
2203.00-000 ビール	10,524,601	7.51	51,016,439	20.02	67,640,852	22.17	81,177,404	13.41	52,438,999	11.37	29,549,759	6.62	34,884,618	7.66	35,554,135	7.80	38,423,726	8.57	32,928,394	7.37	37,921,580	8.99	37,706,689	9.01	31,830,015	7.67	33,706,258	7.86
2204.10-000 スパークリングワイン	2,358,691	1.68	2,418,074	0.95	3,493,646	1.15	9,937,859	1.64	11,845,445	2.57	10,697,144	2.40	12,429,085	2.73	13,298,137	2.92	13,890,783	3.10	16,445,239	3.68	15,815,056	3.75	19,799,273	4.73	20,713,152	4.99	23,046,379	5.37
2204.21-010 シェリー・ポート他	339,789	0.24	581,388	0.23	672,270	0.22	969,564	0.16	805,643	0.17	852,691	0.19	940,376	0.21	852,214	0.19	859,158	0.19	871,414	0.20	868,581	0.21	825,120	0.20	901,806	0.22	791,262	0.18
2204.21-020 ぶどう酒(2L以下の容器入り)	19,727,531	14.07	46,559,366	18.27	56,237,765	18.43	242,500,454	40.05	125,258,799	27.15	123,604,679	27.70	130,653,470	28.70	129,612,458	28.42	123,122,259	27.47	126,109,478	28.24	118,107,777	28.01	119,405,448	28.53	119,044,365	28.69	118,936,772	27.74
2204.29-010 ぶどう酒(2L超 150L以下〃)		0.00	879,246	0.34	1,253,388	0.41	6,844,663	1.13	5,124,632	1.11	4,654,957	1.04	6,024,073	1.32	6,416,346	1.41	7,063,137	1.58	7,351,637	1.65	8,701,670	2.06	11,337,640	2.71	11,929,151	2.87	8,397,394	1.96
2204.29-090 ぶどう酒(150 L超〃)	26,476,765	18.88	25,789,048	10.12	21,194,581	6.95	61,139,063	10.10	45,600,309	9.88	25,936,979	5.81	19,096,754	4.20	17,759,152	3.89	16,246,903	3.63	15,765,292	3.53	14,541,228	3.45	14,875,989	3.55	14,075,830	3.39	20,588,398	4.80
2204.30-200 ぶどう搾汁(アル分1%超)	5,861,733	4.18	6,672,300	2.62	**5,761,146**	1.89	15,628,428	2.58	10,390,214	2.25	5,898,715	1.32	5,653,256	1.24	6,071,282	1.33	6,696,686	1.49	7,466,126	1.67	5,955,122	1.41	7,160,583	1.71	7,776,643	1.87	8,037,594	1.87
2205.10-000 ベルモット(2L以下)	1,270,607	0.91	1,415,220	0.56	1,617,043	0.53	3,369,098	0.56	3,760,428	0.82	3,230,962	0.72	2,639,476	0.58	2,046,211	0.45	1,734,574	0.39	1,324,676	0.30	2,077,535	0.49	1,821,171	0.44	2,088,700	0.50	2,213,046	0.52
2206.00-210 清酒、濁酒	33,605	0.02	197,157	0.08	240,701	0.08	2,194,132	0.36	2,742,914	0.59	3,244,568	0.73	2,402,688	0.53	2,526,898	0.55	2,537,416	0.57	2,607,854	0.58	3,015,524	0.72	3,533,603	0.84	2,927,532	0.71	610,986	0.14
2206.00-221 発酵酒(果汁等添加)		0.00	1,663,872	0.65	1,361,978	0.45	2,998,965	0.50	3,111,448	0.67	3,015,692	0.68	3,708,593	0.81	4,666,117	1.02	9,169,730	2.05	12,271,309	2.75	12,972,412	3.08	9,798,232	2.34	3,541,236	0.85	3,005,127	0.70
2206.00-225 麦芽発泡酒		0.00		0.00		0.00	19,999,127	3.30	33,094,639	7.17	57,603,892	12.91	41,102,544	9.03	43,380,138	9.51	40,693,766	9.08	31,189,027	6.98	24,842,262	5.89	19,761,555	4.72	28,393,343	6.84	49,327,908	11.50
2206.00-229 りんご酒、なし酒、ミード等、他	3,176,739	2.27	6,081,978	2.39	6,730,983	2.21	9,355,735	1.55	9,541,192	2.07	17,611,184	3.95	17,229,205	3.79	16,894,125	3.70	14,189,870	3.17	13,140,746	2.94	10,307,109	2.44	9,122,466	2.18	10,482,562	2.53	12,248,495	2.86
2208.20-100 ブランデー原酒	4,696,215	3.35	7,307,200	2.87	8,871,418	2.91	6,363,322	1.05	5,191,002	1.13	4,697,242	1.05	3,849,360	0.85	3,088,328	0.68	3,030,828	0.68	2,687,717	0.60	2,181,112	0.52	1,909,057	0.46	1,946,184	0.47	1,667,819	0.39
2208.20-200 ブランデー	7,636,880	5.45	11,530,731	4.52	16,881,854	5.53	7,196,904	1.19	6,528,342	1.42	5,689,378	1.27	4,879,822	1.07	4,273,199	0.94	3,616,595	0.81	3,243,221	0.73	2,873,726	0.68	2,690,702	0.64	2,517,035	0.61	1,866,941	0.44
2208.30-011 バーボンウイスキー原酒	1,795,239	1.28	1,403,918	0.55	3,506,140	1.15	1,139,520	0.19	1,091,526	0.24	1,072,143	0.24	798,688	0.18	1,080,144	0.24	838,834	0.19	980,908	0.22	1,021,459	0.24	936,427	0.22	801,614	0.19	1,111,733	0.26
2208.30-019 バーボンウイスキー	1,535,008	1.09	7,979,191	3.13	11,103,088	3.64	10,231,088	1.69	9,471,364	2.05	8,172,948	1.83	8,758,706	1.92	6,869,992	1.51	3,571,252	0.80	2,111,096	0.47	2,293,598	0.54	1,815,776	0.43	1,416,244	0.34	1,200,056	0.28
2208.30-021 ライウイスキー原酒	326,800	0.23	339,381	0.13	73,459	0.02	13,264	0.00	29,836	0.01	33,362	0.01	6,371	0.00	32,222	0.01	13,239	0.00	0	0.00	0	0.00	11,444	0.00	0	0.00	0	0.00
2208.30-029 ライウイスキー	65,178	0.05	67,743	0.03	116,972	0.04	116,722	0.02	101,824	0.02	77,534	0.02	67,401	0.01	46,741	0.01	48,108	0.01	44,594	0.01	39,197	0.01	53,170	0.01	61,043	0.01	29,431	0.01
2208.30-031 ウイスキー原酒	26,191,540	18.68	18,269,142	7.17	21,911,981	7.18	17,626,479	2.91	21,519,326	4.66	17,242,334	3.86	23,215,637	5.10	18,114,140	3.97	6,766,158	1.51	991,018	0.22	399,787	0.09	524,657	0.13	700,557	0.17	375,894	0.09
2208.30-032 ウイスキー	21,444,422	15.29	29,319,242	11.50	40,764,357	13.36	19,487,225	3.22	17,452,498	3.78	17,192,549	3.85	16,823,867	3.70	16,225,068	3.56	16,314,544	3.64	15,600,440	3.49	14,172,023	3.36	14,654,136	3.50	13,948,974	3.36	13,176,673	3.07
2208.40-000 ラム及びタフィア	1,249,760	0.89	1,183,403	0.46	1,309,103	0.43	1,989,835	0.33	2,271,066	0.49	1,999,129	0.45	2,114,034	0.46	2,024,696	0.44	1,858,964	0.41	1,976,906	0.44	1,965,787	0.47	2,067,979	0.49	1,984,257	0.48	2,074,009	0.48
2208.50-000 ジン及びジュネヴァ	502,741	0.36	975,419	0.38	1,190,252	0.39	3,197,860	0.53	3,625,414	0.79	3,087,077	0.69	3,523,592	0.77	3,433,350	0.75	3,189,945	0.71	2,975,876	0.67	2,484,954	0.59	2,863,022	0.68	2,735,528	0.66	2,554,909	0.60
2208.60-000 ウォッカ		0.00		0.00		0.00	2,484,366	0.41	2,739,358	0.59	2,908,632	0.65	2,707,320	0.59	2,902,847	0.64	2,757,748	0.62	2,669,388	0.60	2,383,638	0.57	3,060,098	0.73	3,035,931	0.73	2,768,138	0.65
2208.70-000 リキュール及びコーディアル	1,176,539	0.84	2,493,179	0.98	3,493,354	1.15	8,463,913	1.40	10,847,254	2.35	10,771,398	2.41	14,339,870	3.15	13,582,608	2.98	18,469,327	4.12	18,972,839	4.25	18,713,912	4.44	18,751,886	4.48	21,013,565	5.06	18,477,496	4.31
2208.90-111 フルーツブランデー原酒		0.00	353,996	0.14	257,406	0.08	45,923	0.01	52,540	0.01	1,600	0.00	34,196	0.01	16,040	0.00	35,662	0.01	48,780	0.01	80,362	0.02	78,503	0.02	12,072	0.00	15,193	0.00
2208.90-119 フルーツブランデー	67,220	0.05	91,362	0.04	96,570	0.03	65,302	0.01	88,571	0.02	115,235	0.03	113,803	0.03	131,337	0.03	115,368	0.03	126,094	0.03	128,519	0.03	123,965	0.03	174,747	0.04	149,909	0.03
2208.90-129 その他蒸留酒	2,450,877	1.75	21,109,991	8.28	18,748,044	6.15	49,273,611	8.14	55,837,003	12.10	65,549,384	14.69	75,679,919	16.63	83,979,750	18.42	91,663,103	20.45	103,891,888	23.26	94,470,532	22.40	90,311,463	21.58	86,465,313	20.84	80,074,664	18.67
2208.90-220 合成清酒、白酒	1,252,549	0.89	4,764,568	1.87	5,542,835	1.82	21,268,348	3.51	20,426,816	4.43	20,620,678	4.62	19,528,489	4.29	17,702,573	3.88	17,534,413	3.91	18,115,631	4.06	17,449,363	4.14	17,361,965	4.15	17,692,967	4.26	15,596,393	3.64
2208.90-240 その他のアルコール飲料	49,058	0.03	4,422,997	1.74	5,006,883	1.64	412,769	0.07	325,501	0.07	1,130,073	0.25	1,990,733	0.44	3,457,500	0.76	3,700,875	0.83	4,651,876	1.04	5,895,838	1.40	6,091,276	1.46	6,726,413	1.62	6,782,494	1.58
合　計	140,210,087	100.00	254,885,551	100.00	305,078,069	100.00	605,490,943	100.00	461,313,903	100.00	446,261,918	100.00	455,195,946	100.00	456,037,748	100.00	448,152,971	100.00	446,559,464	100.00	421,679,663	100.00	418,453,295	100.00	414,936,779	100.00	428,831,371	100.00

酒類輸入通関統計推移(金額)　品目別合計表

(財務省関税局調べ)

品目番号 品名	S59年(1984年)		S63年(1988年)		H元年(1989年)		H10(1998年)		H11年(1999年)		H12年(2000年)		H13年(2001年)		H14年(2002年)		H15年(2003年)		H16年(2004年)		H17年(2005年)		H18年(2006年)		H19年(2007年)		H20年(2008年)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
2203.00-000 ビール	2,027,358	2.94	7,221,623	6.62	9,743,222	5.36	8,651,328	2.93	5,486,640	2.58	3,384,260	1.79	4,088,401	2.19	4,784,461	2.34	5,171,147	2.60	4,616,450	2.29	5,426,099	2.77	6,142,452	2.76	5,866,585	2.52	5,968,976	2.77
2204.10-000 スパークリングワイン	1,537,357	2.23	2,625,177	2.40	4,883,555	2.68	13,401,345	4.53	16,482,827	7.75	14,440,939	7.64	16,963,892	9.09	18,251,902	8.92	21,011,573	10.55	26,381,718	13.11	26,522,069	13.54	39,111,020	17.59	42,832,227	18.43	40,616,750	18.82
2204.21-010 シェリー・ポート他	268,246	0.39	352,831	0.32	463,689	0.25	792,560	0.27	622,306	0.29	604,182	0.32	682,064	0.37	635,982	0.31	733,834	0.37	754,683	0.37	751,878	0.38	922,009	0.41	933,252	0.40	807,535	0.37
2204.21-020 ぶどう酒(2L以下の容器入り)	10,364,974	15.03	21,723,169	19.90	35,133,776	19.31	143,875,693	48.65	74,847,975	35.20	66,044,638	34.93	73,847,413	39.58	77,614,498	37.94	79,060,583	39.69	83,115,305	41.30	82,288,774	42.02	91,035,893	40.95	97,781,378	42.08	90,830,547	42.09
2204.29-010 ぶどう酒(2L超 150L以下〃)		0.00	204,379	0.19	462,371	0.25	1,490,655	0.50	1,158,158	0.54	921,523	0.49	1,080,301	0.58	1,285,873	0.63	1,294,763	0.65	1,343,073	0.67	1,500,322	0.77	2,000,821	0.90	2,172,943	0.94	1,616,319	0.75
2204.29-090 ぶどう酒(150 L超〃)	3,991,820	5.79	2,740,957	2.51	2,490,788	1.37	8,778,193	2.97	5,907,158	2.78	3,056,112	1.62	2,267,763	1.22	1,867,175	0.91	1,601,836	0.80	1,502,215	0.75	1,583,439	0.81	1,683,510	0.76	1,545,492	0.67	2,032,945	0.94
2204.30-200 ぶどう搾汁(アル分1%超)	1,290,393	1.87	1,484,843	1.36	**1,489,527**	0.82	4,358,826	1.47	2,541,654	1.20	1,435,982	0.76	1,200,350	0.64	1,119,317	0.55	1,085,805	0.55	1,357,501	0.67	1,267,381	0.65	1,667,544	0.75	1,951,879	0.84	1,877,257	0.87
2205.10-000 ベルモット(2L以下)	440,339	0.64	485,240	0.44	584,742	0.32	1,097,481	0.37	1,101,227	0.52	932,089	0.49	797,887	0.43	567,445	0.28	548,150	0.28	429,814	0.21	790,221	0.40	652,777	0.29	820,468	0.35	853,295	0.40
2206.00-210 清酒、濁酒	1,800	0.00	5,785	0.01	16,491	0.01	330,931	0.11	375,175	0.18	412,266	0.22	301,032	0.16	299,123	0.15	279,153	0.14	276,906	0.14	307,195	0.16	359,301	0.16	313,919	0.14	85,183	0.04
2206.00-221 発酵酒(果汁等添加)		0.00	342,043	0.31	351,042	0.19	720,148	0.24	673,298	0.32	710,416	0.38	930,243	0.50	1,286,022	0.63	1,839,853	0.92	2,463,255	1.22	2,456,040	1.25	3,493,797	1.57	2,357,548	1.01	1,911,645	0.89
2206.00-225 麦芽発泡酒		0.00		0.00		0.00	1,942,910	0.66	2,849,103	1.34	4,576,516	2.42	3,778,834	2.03	3,999,641	1.96	3,343,285	1.68	2,354,279	1.17	1,957,090	1.00	1,666,217	0.75	2,420,979	1.04	3,864,567	1.79
2206.00-229 りんご酒、なし酒、ミード等、他	1,223,380	1.77	1,702,663	1.56	1,963,589	1.08	2,859,939	0.97	2,564,237	1.21	3,627,693	1.92	3,544,539	1.90	3,907,170	1.91	3,377,069	1.70	3,004,020	1.49	2,432,099	1.24	2,310,085	1.04	2,567,236	1.10	2,480,081	1.15
2208.20-100 ブランデー原酒	2,513,118	3.64	4,004,834	3.67	6,368,406	3.50	7,060,926	2.39	4,738,594	2.23	3,459,369	1.83	3,114,663	1.67	2,829,802	1.38	2,901,796	1.46	2,753,946	1.37	1,960,500	1.00	1,706,646	0.77	1,515,348	0.65	1,433,982	0.66
2208.20-200 ブランデー	12,555,460	18.20	19,123,946	17.52	40,154,343	22.07	30,688,067	10.38	27,674,707	13.02	23,645,504	12.51	2,011,145	1.08	18,521,239	9.05	13,424,288	6.74	12,469,084	6.20	10,953,220	5.59	10,564,642	4.75	10,348,112	4.45	7,827,127	3.63
2208.30-011 バーボンウイスキー原酒	682,202	0.99	368,220	0.34	1,001,433	0.55	373,320	0.13	283,928	0.13	245,417	0.13	216,021	0.12	311,189	0.15	487,291	0.24	522,603	0.26	597,813	0.31	583,243	0.26	525,025	0.23	651,612	0.30
2208.30-019 バーボンウイスキー	1,166,261	1.69	3,684,767	3.38	6,216,278	3.42	7,300,849	2.47	6,620,658	3.11	5,805,448	3.07	6,546,509	3.51	5,749,931	2.81	3,825,891	1.92	2,162,717	1.07	2,329,490	1.19	1,811,016	0.81	1,486,960	0.64	1,172,514	0.54
2208.30-021 ライウイスキー原酒	141,755	0.21	129,463	0.12	39,958	0.02	6,543	0.00	13,771	0.01	13,266	0.01	2,187	0.00	8,383	0.00	5,725	0.00	0	0.00	0	0.00	3,838	0.00	0	0.00	0	0.00
2208.30-029 ライウイスキー	43,242	0.06	32,733	0.03	61,161	0.03	110,444	0.04	76,888	0.04	57,410	0.03	51,516	0.03	49,586	0.02	53,046	0.03	47,248	0.02	41,295	0.02	52,171	0.02	65,557	0.03	29,493	0.01
2208.30-031 ウイスキー原酒	11,339,246	16.44	6,951,494	6.37	13,484,173	7.41	10,832,003	3.66	9,914,634	4.66	7,155,202	3.78	11,772,875	6.31	6,712,049	3.28	3,047,308	1.53	465,465	0.23	172,918	0.09	187,200	0.08	310,545	0.13	123,200	0.06
2208.30-032 ウイスキー	16,543,595	23.98	25,536,759	23.39	45,823,024	25.19	28,819,501	9.74	25,661,855	12.07	25,131,608	13.29	25,751,111	13.80	25,268,513	12.35	24,120,600	12.11	21,270,426	10.57	20,288,675	10.36	23,017,798	10.35	22,965,480	9.88	21,231,268	9.84
2208.40-000 ラム及びタフィア	378,005	0.55	377,632	0.35	477,070	0.26	893,430	0.30	963,707	0.45	844,284	0.45	1,018,941	0.55	967,505	0.47	968,058	0.49	1,114,877	0.55	1,051,480	0.54	1,206,360	0.54	1,254,109	0.54	1,246,679	0.58
2208.50-000 ジン及びジュネヴァ	272,580	0.40	512,025	0.47	718,178	0.39	1,599,281	0.54	1,848,872	0.87	1,566,840	0.83	1,884,912	1.01	1,857,592	0.91	1,772,653	0.89	1,724,395	0.86	1,319,696	0.67	1,523,377	0.69	1,588,671	0.68	1,344,467	0.62
2208.60-000 ウォッカ		0.00		0.00		0.00	790,295	0.27	961,433	0.45	1,112,505	0.59	1,075,384	0.58	1,138,847	0.56	1,082,100	0.54	1,037,063	0.52	1,213,840	0.62	1,946,553	0.88	2,268,986	0.98	2,001,598	0.93
2208.70-000 リキュール及びコーディアル	1,114,126	1.62	1,813,276	1.66	2,698,593	1.48	6,476,637	2.19	7,290,510	3.43	6,771,296	3.58	9,048,572	4.85	9,745,489	4.76	11,362,183	5.70	12,256,384	6.09	12,125,437	6.19	12,077,390	5.43	12,191,185	5.25	10,727,662	4.97
2208.90-111 フルーツブランデー原酒		0.00	208,884	0.19	203,536	0.11	44,788	0.02	42,874	0.02	1,150	0.00	28,715	0.02	14,884	0.01	39,779	0.02	32,353	0.02	51,276	0.03	32,549	0.01	17,856	0.01	22,259	0.01
2208.90-119 フルーツブランデー	61,663	0.09	92,339	0.08	137,432	0.08	143,576	0.05	141,467	0.07	156,901	0.08	149,827	0.08	192,694	0.09	196,424	0.10	202,018	0.10	218,363	0.11	223,445	0.10	339,061	0.15	305,754	0.14
2208.90-129 その他蒸留酒	776,446	1.13	5,196,264	4.76	4,589,825	2.52	9,800,209	3.31	9,447,835	4.44	10,836,891	5.73	12,271,120	6.58	13,464,170	6.58	14,566,000	7.31	15,549,577	7.73	14,079,609	7.19	14,051,868	6.32	13,424,528	5.78	12,448,304	5.77
2208.90-220 合成清酒、白酒	197,254	0.29	451,114	0.41	574,771	0.32	2,393,014	0.81	2,091,584	0.98	1,962,571	1.04	1,830,856	0.98	1,697,322	0.83	1,532,866	0.77	1,496,492	0.74	1,447,367	0.74	1,517,106	0.68	1,670,660	0.72	1,416,313	0.66
2208.90-240 その他のアルコール飲料	46,299	0.07	1,788,790	1.64	1,784,319	0.98	132,438	0.04	228,676	0.11	140,016	0.07	317,341	0.17	404,415	0.20	470,223	0.24	551,886	0.27	694,489	0.35	739,871	0.33	857,646	0.37	875,729	0.41
合　計	68,976,919	100.00	109,161,250	100.00	181,915,292	100.00	295,765,330	100.00	212,611,751	100.00	189,052,294	100.00	186,574,414	100.00	204,552,219	100.00	199,203,282	100.00	201,255,753	100.00	195,828,075	100.00	222,290,499	100.00	232,393,635	100.00	215,803,061	100.00

酒類輸入通関統計推移（数量）

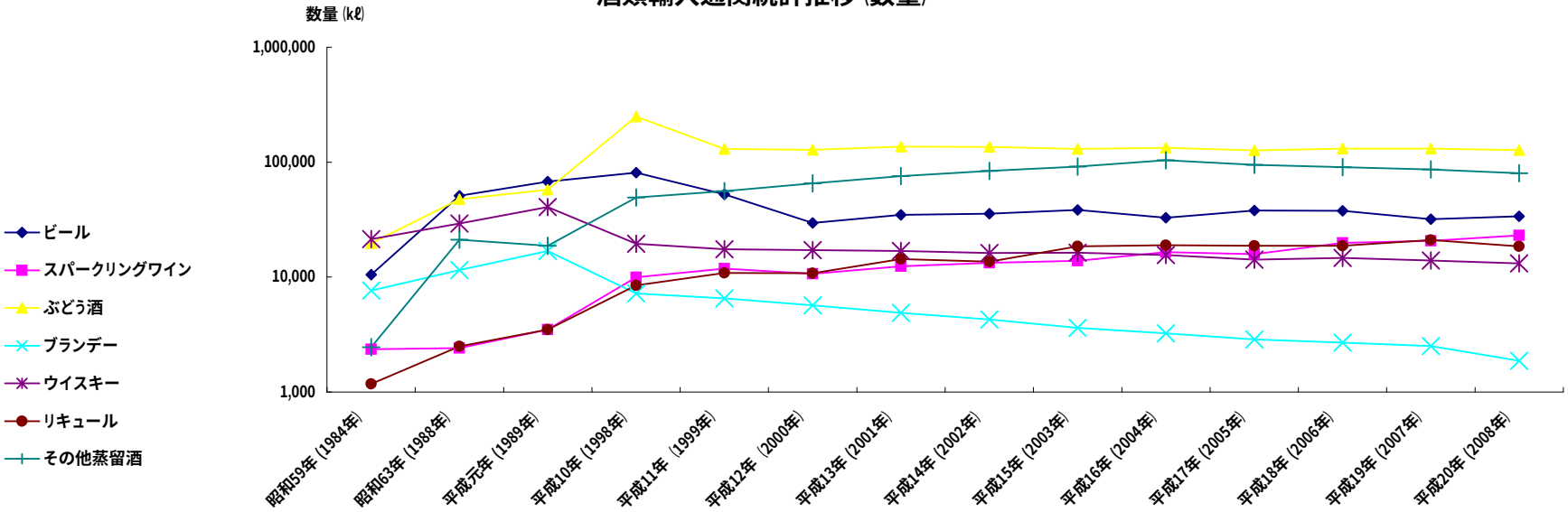

輸入通関統計推移（金額）

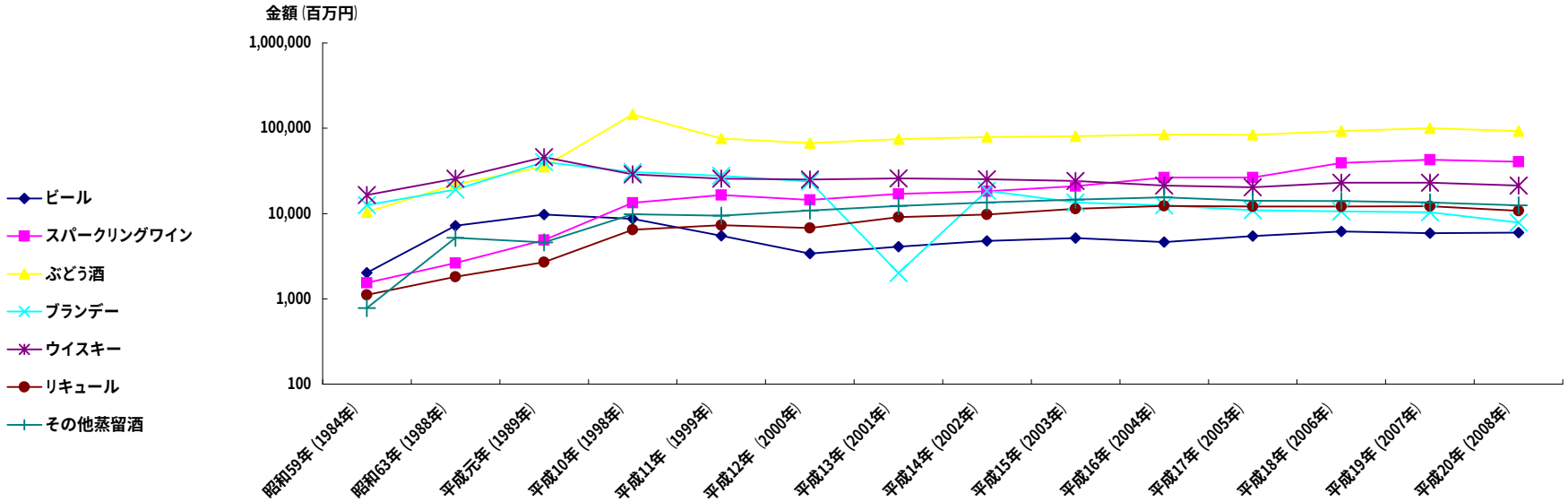

日本洋酒輸入協会
歴代理事長

北村　幸雄　　昭和 34 年 4 月～昭和 35 年 1 月
奥井　英十郎　昭和 35 年 1 月～昭和 40 年 4 月
橘田　　巌　　昭和 40 年 4 月～昭和 45 年 5 月
杉谷　隅男　　昭和 45 年 5 月～昭和 58 年 7 月
山本　　寿　　昭和 58 年 7 月～平成 2 年 5 月
竹山　　満　　平成 2 年 5 月～平成 16 年 3 月
米井　元一　　平成 16 年 3 月～

専務理事
石川　民三　　昭和 46 年 7 月～昭和 60 年 7 月（第 137 回理事会にて決定）
野田　博人　　昭和 53 年 9 月～昭和 61 年 6 月（常務理事）
谷　　領次　　昭和 60 年 8 月～平成 5 年 7 月
住吉　　功　　平成 5 年 8 月～平成 10 年 7 月
大前　繁樹　　平成 10 年 8 月～平成 11 年 3 月
住吉　　功　　平成 11 年 4 月～平成 11 年 7 月
高木　清志　　平成 11 年 8 月～平成 17 年 6 月
高橋　利郎　　平成 17 年 7 月～平成 20 年 6 月
上田　幾夫　　平成 20 年 7 月～

日本洋酒輸入協会役員会社（平成 21 年 10 月末日現在）

役　員	理事長	（株）明治屋
	副理事長	キリンビール（株）
	副理事長	ＭＨＤモエ ヘネシー ディアジオ（株）
	理　事	アサヒビール（株）、（株）センチュリートレーディングカンパニー、合同酒精（株）、（株）グッドリブ、兼松（株）、キッコーマン食品（株）、国分（株）、メルシャン（株）、三菱商事（株）、日本リカー（株）、日本酒類販売（株）、ペルノ・リカールジャパン（株）、サッポロビール（株）、サントリー酒類（株）、サントリーワインインターナショナル（株）、
	監　事	ミリオン商事（株）、（株）日食、　宝酒造（株）

委　員　会	税制対策委員会	（委員長	（株）明治屋）
	財政委員会	（委員長	（株）グッドリブ）
	ウイスキー・ブランデー委員会	（委員長	ＭＨＤモエ ヘネシー ディアジオ（株））
	ワイン委員会	（委員長	メルシャン（株））
	ビール・スピリッツ・リキュール委員会	（委員長	アサヒビール（株））
	ＰＲ委員会	（委員長	日本酒類販売（株））
	容器包装委員会	（委員長	キリンビール（株））

輸入酒類公正取引協議会

委員長	（株）明治屋
副委員長	専務理事
委　員	アサヒビール（株）、合同酒精（株）、（株）グッドリブ、キッコーマン食品（株）、キリンビール（株）、国分（株）、ＭＨＤモエ ヘネシー ディアジオ（株）、メルシャン（株）、日本酒類販売（株）、サッポロビール（株）、サントリー酒類（株）

（ＡＢＣ順）

事　務　局	上田専務理事
	繁原事務局長
	桜沢事務局員

日本洋酒輸入協会会員名簿

平成 21 年 10 月末現在

会 社 名	〒	住　所	電 話	FAX
アサヒビール㈱	130-8602	墨田区吾妻橋1-23-1	5608-5166	5608-5167
㈱ボンド商会	652-0833	神戸市兵庫区島上町1-1-4	078 671-6001	078 651-6514
バカルディ　ジャパン㈱	150-0011	渋谷区東3-13-11 フロンティア恵比寿ビル2階	5843-0655	6418-3290
㈱カーギルジャパン	100-0005	千代田区丸の内3-2-3 富士ビル	5224-5802	5224-5938
㈱　センチュリー トレーディングカンパニー	160-0022	新宿区新宿5-17-11 白鳳ビル	3208-5881	3207-4388
コンステレーション・ ワインズ　ジャパン㈱	108-0071	港区白金台2-10-2 日本総合地所白金台ビル5F	5791-3337	5791-3413
ディアジオ　ジャパン㈱	103-0016	中央区日本橋小網町2-5 キリン日本橋ビル5階	5645-3107	5645-3108
月桂冠㈱	612-8660	京都市伏見区南浜町247	075 623-2050	075 622-0312
合同酒精㈱	104-8162	中央区銀座 6-2-10	3575-2735	3575-2765
㈱グッド　リブ	103-0025	中央区日本橋茅場町 2-12-7	3808-1561	3808-1406
伊藤忠食品㈱	103-8320	中央区日本橋室町 3-3-9	3270-7615	3245-1904
出水商事㈱	173-0004	板橋区板橋 1-12-8	3964-2272	3964-3641
兼松㈱	105-8005	港区芝浦 1-2-1 シーバンスＮ館	5440-9534	5440-6559
キッコーマン食品㈱	105-8428	港区西新橋 2-1-1	5521-5477	5521-5499
木下インターナショナル㈱	104-0042	中央区入船 1-2-2	3553-0721	3553-0993
キリンビール㈱	150-0001	渋谷区神宮前6丁目26番1号	6734-9771	3499-1744
国分㈱	103-8241	中央区日本橋1-1-1	3276-4156	3275-1962
㈱明治屋	104-8302	中央区京橋 2-2-8	3271-6977	3274-4890
メルシャン㈱	104-8305	中央区京橋1-5-8	3231-3949	3231-8931
MHD モエ　ヘネシー ディアジオ㈱	101-0051	千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビル13階	5217-9797	5217-9755
ミリオン商事㈱	135-0016	江東区東陽5丁目26番7号	3615-0411	3615-0414
三菱商事㈱	100-8086	千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング	3210-6792	3210-6320

会 社 名	〒	住　所	電 話	FAX
三井食品㈱	104-8277	中央区八丁堀2-10-9	3551-1412	3551-2290
㈱三越	103-8001	中央区日本橋室町1-2-4 三越SDビル	3274-8187	3274-0326
モンテ物産㈱	150-0001	渋谷区神宮前5-52-2 青山オーバルビル6階	5466-4523	5466-4509
日本ﾘｶｰ㈱	108-0073	港区芝2-14-5 フロイントゥ三田ビル3階	3453-2208	3453-2259
日本酒類販売㈱	104-8466	中央区八重洲 2-2-1	3273-4955	3273-1786
㈱日食	530-0055	大阪市北区野崎町9-10	06 6314-3655	06 6315-7356
〃　　東京	103-0023	中央区日本橋本町3-8-3 東硝ビル	5641-0010	5641-0065
大塚食品 (株)	101-0048	千代田区神田司町2丁目2番地 大塚製薬神田第二ビル4階	5296-9833	5296-9834
ペルノ ・ﾘカール・ ジャパン㈱	112-0004	文京区後楽 2-3-21 住友不動産飯田橋ビル 5 階	5802-2666	5802-2631
ロイヤル ﾘカー㈱	150-0012	渋谷区広尾 5-25-6	3440-0622	3446-5628
サッポロビール㈱	150-8686	渋谷区恵比寿 4-20-1	5423-7222	5423-2079
サントﾘｰ酒類㈱	158-0094	港区台場2-3-3	5579-1194	5579-1730
サントﾘｰワイン インターナショナル㈱	100-0014	千代田区永田町 2-13-5 赤坂エイトワンビル4F	3595-3862	3595-3873
宝酒造 ㈱ 東京事務所	103-8232	中央区日本橋2-15-10	3271-6831	3271-8397
巴工業㈱	141-0032	品川区大崎1-2-2 アートヴィレッジ大崎セントラルタワー12階	5435-6540	5435-0075

製作並びに編集

協会創立５０周年記念事業実行委員会

実行委員長	（株）明治屋（理事長）
実行副委員長	日本酒類販売（株）（ＰＲ委員会委員長）
ＰＲ委員会副委員長	合同酒精（株）
〃	キッコーマン食品（株）
ＰＲ委員会委員	兼松（株）
〃	キリンビール（株）
〃	MHD モエ ヘネシー・ディアジオ（株）
〃	（株）明治屋
〃	メルシャン（株）
〃	日本リカー（株）
〃	サッポロビール（株）
財政委員会委員長	（株）グッドリブ
ＢＳＲ委員会委員長	アサヒビール（株）
協会顧問	本間清直氏
元理事	元マキシアム・ジャパン（株）（岡氏）
協会	事務局

発行日　平成 21 年 11 月 11 日

発　行　日本洋酒輸入協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-13-5　第一天徳ビル
TEL　03-3503-6505
FAX　03-3503-6504
http://www.youshu-yunyu.org